



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年3月31日金曜日 第395号

◇ 目 次 ◇ 規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則.....（人事課）... 401
 愛媛県県立産業技術専門校運営規則の一部を改正する規則.....（労政雇用課）... 402
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（健康増進課）... 403
 愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則.....（障がい福祉課）... 405
 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（畜産課）... 406

告 示

指定納付受託者の指定.....（総務管理課）... 407
 愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による知事が定める法人の指定及び愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の廃止.....（広報広聴課）... 408
 愛媛県情報公開条例第35条第1項の規定による知事が定める法人の指定の全部改正.....（ " ）... 408
 指定納付受託者の指定（2件）.....（スマート行政推進課）... 408
 知事指定薬物の指定の失効.....（薬務衛生課）... 408
 農用地利用配分計画の認可.....（農政課農地・担い手対策室）... 409
 国営土地改良事業の非農用地区域内に換地する土地の指定（2件）.....（農地整備課）... 409
 海岸保全区域の指定の一部改正（2件）.....（漁港課）... 409
 指定納付受託者の指定.....（土木管理課）... 415
 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定.....（河川課）... 415
 特定都市河川流域における基準降雨.....（ " ）... 415
 基本測量の実施の通知（2件）.....（道路維持課）... 416
 公共測量の実施の通知（2件）.....（ " ）... 417
 基本測量の終了の通知.....（ " ）... 417
 公共測量の終了の通知（3件）.....（ " ）... 417
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....（東予地方局環境保全課）... 417
 道路の供用開始（一般国道194号）.....（東予地方局管理課）... 422
 指定道路の指定（2件）.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 422
 道路の区域変更（県道松山東部環状線）.....（中予地方局管理課）... 423
 道路の区域変更（県道皿ヶ嶺公園滑川線）.....（ " ）... 423
 道路の供用開始（県道皿ヶ嶺公園滑川線）.....（ " ）... 423
 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 423
 道路の区域変更（県道後柿之浦線）.....（南予地方局管理課）... 424
 道路の供用開始（県道網代鳥越線）.....（ " ）... 424
 道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 424
 道路の区域変更（県道宇和野村線）.....（南予地方局西予土木事務所）... 425
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 425

訓 令

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令.....（広報広聴課）... 425
 愛媛県総合林政計画推進班規程を廃止する訓令.....（林業政策課）... 446

公 告

文書管理・電子決裁システム構築業務委託.....（スマート行政推進課）... 446
 豚熱生ワクチンの購入.....（畜産課）... 447
 グループウェアシステムの借入れ.....（警察本部会計課）... 448

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....（監査事務局）... 449

監査委員規程

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程.....（監査事務局）... 449
 監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程.....（ " ）... 450

教育委員会規則

教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則..... (教育総務課) ... 450
 社会教育主事資格認定に関する規則等の一部を改正する規則..... (教育総務課教職員厚生室) ... 450
 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則..... (社会教育課) ... 469
 技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則..... (高校教育課) ... 472
 愛媛県教育職員免許状再授与審査会規則..... (義務教育課) ... 477

教育委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による教育委員会が定める法人の指定及び愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による
 開示請求をすることができる個人情報の廃止..... (教育総務課) ... 478

教育委員会訓令

愛媛県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令..... (高校教育課) ... 478

人事委員会規則

人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 479
 愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則..... (") ... 479
 職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 480
 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 480

人事委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の廃止..... (人事委員会事務局) ... 481

選挙管理委員会告示

政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 481
 選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正..... (") ... 485
 個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正..... (") ... 486

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 486
 愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の廃止..... (") ... 486

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課) ... 487
 公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する管理規程の一部を改正する管理規程..... (") ... 491
 愛媛県企業職員就業規程等の一部を改正する管理規程..... (") ... 492

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令..... (公営企業管理局総務課) ... 496

労働委員会告示

労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正..... (労働委員会事務局) ... 500

警察本部告示

愛媛県情報公開条例第35条第1項の規定による警察本部長が定める法人の指定..... (警察本部広報県民課) ... 501
 愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の廃止..... (") ... 501

雑 報

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の廃止(2件)..... (保健福祉課) ... 501
 愛媛海区漁業調整委員会指示(2件)..... (水産課) ... 501
 海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正..... (") ... 502
 内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正..... (") ... 502
 収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則..... (用地課) ... 502

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第16号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns list members of various committees such as the Consumer Complaints Review Committee and the Textbook Selection Review Committee, with some items underlined to indicate changes.

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第17号

愛媛県立産業技術専門学校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立産業技術専門学校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立産業技術専門学校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details changes to the admission procedure (Article 4) and the application form (Form No. 1) for the vocational school, specifically regarding the photo requirements and submission deadlines.

志 望 訓練科	第 1 志望	第 2 志望	入寮希望（愛媛県立新居浜産業 技術専門学校に入校を希望する者 に限る。）
	省略		
省略			
			省略

注 省略

様式第2号（第6条関係） 誓約書

省略

氏 名 _____

上記の者は、この度貴校に入校の許可を得ました。つきましては、この誓約を本人に堅く守らせることはもちろん、在学中に生じた一切の債務（極度額 _____ 円）をお引き受けすることを誓います。

省略

氏 名 _____

省略

氏 名 _____

省略

志 望 訓練科	第 1 志望	第 2 志望	入寮希望 _____ _____ _____
	省略		
省略			
			省略

注 省略

様式第2号（第6条関係） 誓約書

省略

氏 名 _____ ㊟

上記の者は、この度貴校に入校の許可を得ました。つきましては、この誓約を本人に堅く守らせることはもちろん、本人の一身上に関する一切のこと _____ をお引き受けすることを誓います。

省略

氏 名 _____ ㊟

省略

氏 名 _____ ㊟

省略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第18号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年愛媛県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特定病院の認定）</p> <p>第1条の3 法第21条第4項前段及び法第33条第3項前段の規定による認定は、特定病院認定申請書（様式第1号）を当該保健所長を経て、知事に提出して受けるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第1号（第1条の3関係） 特定病院認定申請書</p> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 看護体制の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第21条第4項後段及び<u>第33条第3項後段</u>の規定による措置による患者を受け入れる病棟について記載すること。</p> <p>3～5 省略</p> <p>様式第16号（第16条、様式第17号関係） 同意書</p> <p>省略</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律</p>	<p>（特定病院の認定）</p> <p>第1条の3 法第21条第4項前段及び法第33条第4項前段の規定による認定は、特定病院認定申請書（様式第1号）を当該保健所長を経て、知事に提出して受けるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第1号（第1条の3関係） 特定病院認定申請書</p> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 看護体制の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第21条第4項後段及び<u>第33条第4項後段</u>の規定による措置による患者を受け入れる病棟について記載すること。</p> <p>3～5 省略</p> <p>様式第16号（第16条、様式第17号関係） 同意書</p> <p>省略</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律</p>

第123号) { 第33条第1項 } の規定により、次のとおり入院 { 第33条第2項 } させることに同意します。	
省略	
同意者	省略
	なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 省略 省略 <u>患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待又は障害者虐待）を行っている者</u> ー 省略 ー 省略
	省略
	なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 省略 省略 <u>患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待又は障害者虐待）を行っている者</u> ー 省略 ー 省略

第123号) { 第33条第1項 } の規定により、次のとおり入院 { 第33条第3項 } させることに同意します。	
省略	
同意者	省略
	なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 省略 省略 ー 省略 ー 省略
	省略
	なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 省略 省略 ー 省略 ー 省略

注 省略

様式第17号（第17条関係） 医療保護入院届出書

様式第17号（その1）（精神保健指定医による医療保護入院の場合）

（表） 省略
（裏）

省略
1・2 省略
3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、法第33条第1項及び第3項に規定する入院、法第33条第2項及び第3項に規定する入院又は法第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
4～9 省略

注 省略

様式第17号（その2） 省略

様式第18号の5（第22条関係） 措置入院者定期病状報告書

（表） 省略
（裏）

省略
1・2 省略
3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年

注 省略

様式第17号（第17条関係） 医療保護入院届出書

様式第17号（その1）（精神保健指定医による医療保護入院の場合）

（表） 省略
（裏）

省略
1・2 省略
3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、法第33条第1項及び第4項に規定する入院、法第33条第3項及び第4項に規定する入院又は法第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
4～9 省略

注 省略

様式第17号（その2） 省略

様式第18号の5（第22条関係） 措置入院者定期病状報告書

（表） 省略
（裏）

省略
1・2 省略
3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年

法律第123号)第33条第1項及び第3項に規定する入院、同法第33条第2項及び第3項に規定する入院又は同法第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

4～11 省略

様式第18号の6(第23条関係) 医療保護入院者定期病状報告書

(表) 省略

(裏)

省略

1・2 省略

3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第33条第1項及び第3項に規定する入院、法第33条第2項及び第3項に規定する入院又は法第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

4～11 省略

様式第18号の7(第23条の2関係) 任意入院者定期病状報告書

(表) 省略

(裏)

省略

1・2 省略

3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条第1項及び第3項に規定する入院、同法第33条第2項及び第3項に規定する入院又は同法第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

4～11 省略

法律第123号)第33条第1項及び第4項に規定する入院、同法第33条第3項及び第4項に規定する入院又は同法第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

4～11 省略

様式第18号の6(第23条関係) 医療保護入院者定期病状報告書

(表) 省略

(裏)

省略

1・2 省略

3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第33条第1項及び第4項に規定する入院、法第33条第3項及び第4項に規定する入院又は法第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

4～11 省略

様式第18号の7(第23条の2関係) 任意入院者定期病状報告書

(表) 省略

(裏)

省略

1・2 省略

3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条第1項及び第4項に規定する入院、同法第33条第3項及び第4項に規定する入院又は同法第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

4～11 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)様式第1号の規定による特定病院認定申請書は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第1号の規定による特定病院認定申請書とみなす。

3 この規則施行の際現にある旧規則様式第17号(その1)、様式第18号の5及び様式第18号の6の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第19号

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則

愛媛県立子ども療育センター使用規則(平成19年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第54条関係）					別表第2（第54条関係）				
名称	区分	単位	金額	備考	名称	区分	単位	金額	備考
診断書料	省略				診断書料	省略			
	死亡診断書	1部	3,740円			死亡診断書	1部	3,630円	
	省略					省略			
省略					省略				
エックス線フィルム複製料	省略				エックス線フィルム複製料	省略			
	四ツ切	1枚	300円			四ツ切	1枚	310円	
	省略					省略			
省略					省略				

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立子ども療育センター使用規則別表第2 診断書料の項の規定は、この規則の施行の日以後の診断書の交付の申請に係る手数料について適用し、同日前の診断書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第20号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和4年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第1条 省略 (仮使用の認定に係る審査の事務)		第1条 省略	
第2条 省令第67条に規定する者は、法第6条第2項ただし書の規定に基づく仮使用の認定に係る審査の事務(当該仮使用をした場合の安全上、防火上及び避難上の支障の有無に関する部分に限る。)を行うことができる。 (畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定の申請)		(畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定の申請)	
第3条 省令第48条第2項の規定に基づく建築等の認定を受けようとする者は、畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請書(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ省令別表第2の(1)の項に掲げる付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図その他知事が必要と認める図書及び書面(以下「図書等」という。)を添えて、知事に提出しなければならない。		第2条 省令第48条第2項の規定に基づく建築等の認定を受けようとする者は、畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請書(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ省令別表第2 _____ に掲げる付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図その他知事が必要と認める図書及び書面(以下「図書等」という。)を添えて、知事に提出しなければならない。	
2・3 省略		2・3 省略	
第4条 省略		第3条 省略	
第5条 省略		第4条 省略	
第6条 省略		第5条 省略	
様式第1号(第3条関係) 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請書		様式第1号(第2条関係) 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請書	
省略		省略	
畜舎等 省略		畜舎等 省略	

及びその敷地に関する事項	飼養施設 飼養施設に付随する搾乳施設 飼養施設に付随する集乳施設 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設 飼養施設に付随する畜産業用倉庫 飼養施設に付随する畜産業用車庫 堆肥舎 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫 堆肥舎に付随する畜産業用車庫 発酵槽等を制御するための施設
	畜舎等の種類
省略	

及びその敷地に関する事項	飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎
	畜舎等の種類
省略	

注1～3 省略

4 次に掲げる図書及び書面を添付すること。

- (1) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則別表第2の(1)の項に掲げる付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図
- (2) 省略

様式第2号(第3条関係) 省略
 様式第3号(第3条関係) 省略
 様式第4号(第5条関係) 省略

注1～3 省略

4 次に掲げる図書及び書面を添付すること。

- (1) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則別表第2 _____ に掲げる付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図
- (2) 省略

様式第2号(第2条関係) 省略
 様式第3号(第2条関係) 省略
 様式第4号(第4条関係) 省略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第356号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和5年3月14日
トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和5年3月14日
株式会社愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市勝山町二丁目4番地7	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和5年3月14日
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和5年3月14日
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和5年3月14日
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和5年3月14日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和5年3月14日

○愛媛県告示第357号

次に掲げる告示は、告示の日限り廃止する。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- (1) 愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2013号）
- (2) 愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）

○愛媛県告示第358号

愛媛県情報公開条例第35条第1項の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2012号）の全部を次のように改正する。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- (1) 公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
- (2) 公益財団法人愛媛県文化振興財団
- (3) 公益財団法人愛媛県国際交流協会
- (4) 公益財団法人えひめ女性財団
- (5) 公益財団法人伊方原子力広報センター
- (6) 公益財団法人えひめ産業振興財団
- (7) 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
- (8) 公益財団法人愛媛県園芸振興基金協会
- (9) 公益財団法人愛媛の森林基金
- (10) 公益財団法人えひめ海づくり基金
- (11) 公益財団法人愛媛県動物園協会
- (12) 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団

○愛媛県告示第359号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	電子申請システムを利用した行政手続に係る手数料等	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和5年3月31日

○愛媛県告示第360号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4	愛媛県美術館管理規則（令和2年3月27日規則第17号）に規定する使用料	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和5年3月31日

○愛媛県告示第361号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) N - (4 - フルオロフェニル) - N - [1 - (2 - フェニルエチル) ピペリジン - 4 - イル] フラン - 2 - カルボキシアミド及びその塩類
- (2) N - エチル - N - メチルトリプタミン及びその塩類
- (3) (8 R) - N , N - ジエチル - 6 - メチル - 1 - ペンタノイル - 9 , 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類

- (4) 1 - [1 - (3 - メチルフェニル) シクロヘキシル] ピロリジン及びその塩類
- (5) 前各号に掲げる物を含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和5年3月20日

○愛媛県告示第362号

令和5年3月17日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
安藤英利	愛媛県西条市	愛媛県西条市小松町新屋敷甲936番1ほか5筆	7,371
桑原俊樹	愛媛県西条市	愛媛県西条市小松町新屋敷甲641番4ほか36筆	31,004
桑原矢一	愛媛県西条市	愛媛県西条市小松町新屋敷甲767番1ほか18筆	13,421.76
高井 聡	愛媛県西条市	愛媛県西条市小松町新屋敷甲824番ほか4筆	6,531
高橋 篤	愛媛県西条市	愛媛県西条市小松町新屋敷甲823番2ほか10筆	13,050
高橋農産株式会社	愛媛県西条市	愛媛県西条市小松町新屋敷甲738番ほか27筆	29,615
久松博重	愛媛県西条市	愛媛県西条市小松町新屋敷甲826番ほか2筆	4,890
矢萁節雄	愛媛県西条市	愛媛県西条市小松町新屋敷甲632番2ほか12筆	10,923

○愛媛県告示第365号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第276号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域	番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域
1・2	省略					1・2	省略				
1～73	省略					1～73	省略				

黒川真暮	愛媛県西条市	愛媛県西条市小松町新屋敷甲913番1ほか3筆	5,319
農事組合法人新宮	愛媛県西条市	愛媛県西条市小松町新屋敷甲632番1ほか29筆	18,191.90
高木和成	愛媛県西条市	愛媛県西条市小松町新屋敷甲648番1ほか35筆	39,003
松尾 豊	愛媛県西条市	愛媛県西条市小松町新屋敷甲777番ほか4筆	4,556

2 認可年月日

令和5年3月23日

○愛媛県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、大澤美敏の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

所 在	地 番	地 目	地 積
西条市安用	甲4番1	畑	389㎡のうち306㎡

○愛媛県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、越智基晴の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

所 在	地 番	地 目	地 積
西条市安用	甲265番	田	852㎡のうち460㎡

74	伊予 灘沿 岸 磯津 漁港 海岸 磯崎 地区 海岸	八幡 浜市	八幡 浜市 長	省略	
	伊予 灘沿 岸 磯津 漁港 海岸 喜木 津地 区海 岸	八幡 浜市	八幡 浜市 長	省略	
	伊予 灘沿 岸 磯津 漁港 海岸 広早 地区 海岸	八幡 浜市	八幡 浜市 長	省略	
75	廃止				
76 ~ 170	省略				
171	豊後 水道 東沿 岸柏 崎漁 港海 岸	愛南 町	愛南 町長	2,0 01メ ートル	省略 基点1は、南宇和郡愛南 町柏崎271番2の地点(X座 標1671.058、Y座標 - 9432 2.516) 省略 基点20は、基点19から68 度00分107メートルの地点 基点21は、基点20から189 度00分57メートルの地点 基点22は、基点21から242 度00分66メートルの地点 省略
172 ~ 183 省略					

74	伊予 灘沿 岸 磯崎 漁港 海岸	保内 町	保内 町長	省略	
75	伊予 灘沿 岸 喜木 津漁 港海 岸 喜木 津地 区海 岸	保内 町	保内 町長	省略	
	広早 地区 海岸	保内 町	保内 町長	省略	
76 ~ 170	省略				
171	豊後 水道 東沿 岸柏 崎漁 港海 岸	愛南 町	愛南 町長	2,0 01メ ートル	省略 基点1は、南宇和郡愛南 町柏崎271番2南西角の標柱 省略 基点20は、基点19から68 度00分147メートルの地点 基点21は、基点20から159 度00分42メートルの地点 基点22は、基点21から242 度00分135メートルの地点 省略
172 ~ 183 省略					

○愛媛県告示第366号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（平成11年6月愛媛県告示第903号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
番号	海岸名	市町村	管理者	区 域	番号	海岸名	市町村	管理者	区 域
196	豊後水道東沿岸御荘漁港海岸室手地区海岸	愛南町	愛南町長	<p>基点1から基点6までを順次結んだ線並びに基点6、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点1は、基準点（南宇和郡愛南町御荘菊川3913番5の地点（X座標820.013、Y座標-92848.462））から194度19分53秒80.55メートルの地点</p> <p>基点2は、基点1から56度00分00秒35.00メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から14度00分00秒25.50メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から356度34分30秒219.00メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から303度12分00秒78.00メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から209度16分30秒22.00メートルの地点</p> <p>補助点3は、基点6から212度33分00秒66.50メートルの地点</p> <p>補助点2は、基点4から232度43分00秒90.00メートルの地点</p> <p>補助点1は、基点1から305度00分00秒47.50メートルの地点</p>	196	豊後水道東沿岸御荘漁港海岸室手地区海岸	御荘町	御荘町長	<p>基点1から基点3までを順次結んだ線並びに基点3、補助点3、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点1は、南宇和郡御荘町菊川3947番に設置された標柱</p> <p>基点2は、基点1から168度30分110メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から192度30分110メートルの地点</p> <p>補助点3は、基点3から267度00分60メートルの地点</p> <p>補助点1は、基点1から267度00分80メートルの地点</p>
	豊後水道東沿岸御荘漁港海岸銭坪地区海岸	愛南町	愛南町長	<p>基点1から基点30までを順次結んだ線並びに基点30、補助点17、補助点16、補助点15、補助点14、補助点13、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点1は、基準点（南宇和郡愛南町御荘菊川2371番の地点（X座標-2272.026、Y座標-91945.16</p>					

5)) から91度06分13秒197.35メ
ートルの地点
 基点2は、基点1から78度00分
 00秒151.00メートルの地点
 基点3は、基点2から14度20分
 00秒90.00メートルの地点
 基点4は、基点3から290度00
 分00秒42.50メートルの地点
 基点5は、基点4から266度24
 分30秒28.50メートルの地点
 基点6は、基点5から280度34
 分00秒112.00メートルの地点
 基点7は、基点6から300度34
 分00秒65.00メートルの地点
 基点8は、基点7から264度00
 分00秒84.00メートルの地点
 基点9は、基点8から207度16
 分00秒13.00メートルの地点
 基点10は、基点9から167度50
 分00秒122.00メートルの地点
 基点11は、基点10から188度40
 分00秒43.50メートルの地点
 基点12は、基点11から269度26
 分00秒44.00メートルの地点
 基点13は、基点12から294度53
 分00秒74.50メートルの地点
 基点14は、基点13から259度24
 分30秒76.00メートルの地点
 基点15は、基点14から334度31
 分00秒41.50メートルの地点
 基点16は、基点15から248度41
 分00秒76.00メートルの地点
 基点17は、基点16から327度17
 分30秒50.50メートルの地点
 基点18は、基点17から23度27分
 00秒79.50メートルの地点
 基点19は、基点18から117度10
 分00秒164.00メートルの地点
 基点20は、基点19から54度08分
 00秒83.00メートルの地点
 基点21は、基点20から290度45
 分00秒76.50メートルの地点
 基点22は、基点21から283度13
 分00秒38.00メートルの地点
 基点23は、基点22から312度57
 分30秒38.50メートルの地点
 基点24は、基点23から348度24
 分30秒46.00メートルの地点
 基点25は、基点24から51度42分
 00秒82.50メートルの地点
 基点26は、基点25から317度04
 分30秒59.00メートルの地点

<p>豊後 水道 東沿 岸 御荘 漁港 海岸 平山 地区 海岸</p>	<p>愛南 町</p>	<p>愛南 町長</p>	<p> <u>基点27は、基点26から245度59分00秒155.00メートルの地点</u> <u>基点28は、基点27から278度43分00秒46.00メートルの地点</u> <u>基点29は、基点28から224度03分00秒127.00メートルの地点</u> <u>基点30は、基点29から191度17分00秒77.50メートルの地点</u> <u>補助点17は、基点30から171度02分00秒58.50メートルの地点</u> <u>補助点16は、基点30から122度00分30秒65.00メートルの地点</u> <u>補助点15は、基点29から125度27分00秒84.00メートルの地点</u> <u>補助点14は、基点27から177度46分00秒70.50メートルの地点</u> <u>補助点13は、基点18から335度10分30秒47.00メートルの地点</u> <u>補助点12は、基点18から245度09分00秒91.00メートルの地点</u> <u>補助点11は、基点17から260度05分00秒65.00メートルの地点</u> <u>補助点10は、基点16から211度30分00秒66.50メートルの地点</u> <u>補助点9は、基点11から146度33分00秒84.50メートルの地点</u> <u>補助点8は、基点10から104度55分30秒62.50メートルの地点</u> <u>補助点7は、基点10から26度14分00秒70.50メートルの地点</u> <u>補助点6は、基点7から201度14分30秒76.50メートルの地点</u> <u>補助点5は、基点6から195度48分30秒89.00メートルの地点</u> <u>補助点4は、基点5から208度28分00秒64.00メートルの地点</u> <u>補助点3は、基点2から298度17分00秒83.50メートルの地点</u> <u>補助点2は、基点1から303度21分00秒65.50メートルの地点</u> <u>補助点1は、基点1から215度00分00秒61.00メートルの地点</u> <u>基点1から基点17までを順次結んだ線並びに基点17、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</u> <u>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</u> <u>基点1は、基準点（南宇和郡愛南町御荘平山7番1の地点（X座</u> </p>
---	-----------------	------------------	---

標 - 2742 314、Y座標 - 90609 36
 1)) から194度42分14秒96 .13メ
 ートルの地点
 基点2は、基点1から339度56
 分00秒30 50メートルの地点
 基点3は、基点2から14度53分
 30秒37 50メートルの地点
 基点4は、基点3から344度57
 分00秒229 .00メートルの地点
 基点5は、基点4から40度17分
 00秒103 50メートルの地点
 基点6は、基点5から126度31
 分00秒53 50メートルの地点
 基点7は、基点6から45度10分
 00秒131 50メートルの地点
 基点8は、基点7から129度49
 分00秒102 .00メートルの地点
 基点9は、基点8から180度39
 分30秒238 .00メートルの地点
 基点10は、基点9から129度49
 分30秒80 50メートルの地点
 基点11は、基点10から41度07分
 30秒94 50メートルの地点
 基点12は、基点11から139度04
 分00秒176 .00メートルの地点
 基点13は、基点12から110度31
 分00秒77 .00メートルの地点
 基点14は、基点13から163度32
 分30秒105 .00メートルの地点
 基点15は、基点14から143度52
 分00秒48 .00メートルの地点
 基点16は、基点15から131度55
 分30秒36 .00メートルの地点
 基点17は、基点16から155度00
 分00秒26 .00メートルの地点
 補助点11は、基点17から159度
 58分30秒110 .00メートルの地点
 補助点10は、基点15から188度
 25分30秒116 50メートルの地点
 補助点9は、基点14から209度
 45分00秒100 .00メートルの地点
 補助点8は、基点13から218度
 24分30秒94 .00メートルの地点
 補助点7は、基点11から175度
 49分00秒143 .00メートルの地点
 補助点6は、基点10から166度
 18分30秒141 .00メートルの地点
 補助点5は、基点9から239度
 49分00秒98 50メートルの地点
 補助点4は、基点6から143度
 22分30秒130 .00メートルの地点
 補助点3は、基点4から118度
 20分00秒117 50メートルの地点

				補助点2は、基点3から102度 22分00秒94.50メートルの地点					
				補助点1は、基点1から160度 00分00秒65.00メートルの地点					

○愛媛県告示第367号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

名称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）別表5の表1の項、2の項、6の項及び6の2の項に掲げる手数料	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和5年3月17日

○愛媛県告示第368号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第5項及び同項において準用する同条第3項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定する。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

1 特定都市河川

河川名	区 間	
	上 流 端	下 流 端
都 谷 川	左岸 大洲市徳森925番2地先 右岸 同市徳森709番2地先	矢落川への合流点
古 川	左岸 大洲市若宮字ヲモテヤシキ759番2地先 右岸 同市若宮字マンザイ727番1地先	都谷川への合流点
野 田 川	左岸 大洲市新谷丁287番1地先 右岸 同市新谷丁286番5地先	都谷川への合流点

2 特定都市河川流域

次の図面の赤色枠で囲まれた区域

（図面省略）

当該図面は、愛媛県庁及び大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

3 指定年月日

令和5年4月1日

○愛媛県告示第369号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第9条第2項の規定により、令和5年3月愛媛県告示第368号で指定の告示をした特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定める。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

1 基準降雨

降雨波形：中央集中型

24時間総雨量：196.3mm

生起確率：10年に1度

最大降雨強度（1時間）：50.3mm/h

最大降雨強度（10分間）：97.3mm/h

時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)
	0 - 10	3.0		0 - 10	4.9		0 - 10	59.9		0 - 10	4.8
	10 - 20	3.0		10 - 20	5.0		10 - 20	37.7		10 - 20	4.7

0	20 - 30	3.0	6	20 - 30	5.1	12	20 - 30	28.5	18	20 - 30	4.6
	30 - 40	3.1		30 - 40	5.2		30 - 40	23.3		30 - 40	4.5
	40 - 50	3.1		40 - 50	5.3		40 - 50	19.9		40 - 50	4.4
	50 - 60	3.1		50 - 60	5.4		50 - 60	17.5		50 - 60	4.3
1	0 - 10	3.2	7	0 - 10	5.6	13	0 - 10	15.6	19	0 - 10	4.3
	10 - 20	3.2		10 - 20	5.7		10 - 20	14.2		10 - 20	4.2
	20 - 30	3.2		20 - 30	5.9		20 - 30	13.1		20 - 30	4.1
	30 - 40	3.3		30 - 40	6.0		30 - 40	12.1		30 - 40	4.1
	40 - 50	3.3		40 - 50	6.2		40 - 50	11.3		40 - 50	4.0
	50 - 60	3.4		50 - 60	6.4		50 - 60	10.6		50 - 60	4.0
2	0 - 10	3.4	8	0 - 10	6.6	14	0 - 10	10.0	20	0 - 10	3.9
	10 - 20	3.4		10 - 20	6.8		10 - 20	9.5		10 - 20	3.8
	20 - 30	3.5		20 - 30	7.0		20 - 30	9.0		20 - 30	3.8
	30 - 40	3.5		30 - 40	7.2		30 - 40	8.6		30 - 40	3.7
	40 - 50	3.6		40 - 50	7.5		40 - 50	8.3		40 - 50	3.7
	50 - 60	3.6		50 - 60	7.8		50 - 60	7.9		50 - 60	3.6
3	0 - 10	3.7	9	0 - 10	8.1	15	0 - 10	7.6	21	0 - 10	3.6
	10 - 20	3.7		10 - 20	8.4		10 - 20	7.4		10 - 20	3.5
	20 - 30	3.8		20 - 30	8.8		20 - 30	7.1		20 - 30	3.5
	30 - 40	3.8		30 - 40	9.3		30 - 40	6.9		30 - 40	3.5
	40 - 50	3.9		40 - 50	9.8		40 - 50	6.7		40 - 50	3.4
	50 - 60	3.9		50 - 60	10.3		50 - 60	6.5		50 - 60	3.4
4	0 - 10	4.0	10	0 - 10	11.0	16	0 - 10	6.3	22	0 - 10	3.3
	10 - 20	4.0		10 - 20	11.7		10 - 20	6.1		10 - 20	3.3
	20 - 30	4.1		20 - 30	12.6		20 - 30	5.9		20 - 30	3.3
	30 - 40	4.2		30 - 40	13.6		30 - 40	5.8		30 - 40	3.2
	40 - 50	4.2		40 - 50	14.9		40 - 50	5.6		40 - 50	3.2
	50 - 60	4.3		50 - 60	16.5		50 - 60	5.5		50 - 60	3.2
5	0 - 10	4.4	11	0 - 10	18.6	17	0 - 10	5.4	23	0 - 10	3.1
	10 - 20	4.5		10 - 20	21.4		10 - 20	5.3		10 - 20	3.1
	20 - 30	4.5		20 - 30	25.6		20 - 30	5.2		20 - 30	3.1
	30 - 40	4.6		30 - 40	32.3		30 - 40	5.0		30 - 40	3.0
	40 - 50	4.7		40 - 50	45.8		40 - 50	4.9		40 - 50	3.0
	50 - 60	4.8		50 - 60	97.3		50 - 60	4.8		50 - 60	3.0

2 指定年月日

令和5年4月1日

○愛媛県告示第370号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）
- 2 作業期間 令和5年4月1日から終了を通知するまで
- 3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第371号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和5年4月17日から令和6年2月28日まで

3 作業地域 新居浜市、四国中央市

○愛媛県告示第372号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和5年1月24日から
8月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県西条市

○愛媛県告示第373号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和5年3月1日から
8月31日まで
- 3 作業地域 上浮穴郡久万高原町

○愛媛県告示第374号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（水準測量、GNSS測量）
- 2 作業期間 令和4年10月17日から
令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 （水準測量）
八幡浜市、西予市、宇和島市
（GNSS測量）
松山市、今治市、宇和島市、西条市、伊予市、東温市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予郡砥部町

○愛媛県告示第375号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和4年8月3日から
令和5年3月2日まで
- 3 作業地域 四国中央市内一円

○愛媛県告示第376号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年8月8日から
令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 愛媛県西条市北条地内

○愛媛県告示第377号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図作成）
- 2 作業期間 令和4年11月1日から
令和5年3月17日まで
- 3 作業地域 宇和島市大浦

○愛媛県告示第378号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 2 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 3 特定施設に関する事項
(1) L A D - 19 T - 7 A

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号 八ろ過施設
特定施設の能力	アジピン酸水溶液 1日当たり60トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手1か月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間

特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~3 最大 2~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,500
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 9 最大 9

備考 特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送液する。

(2) LAD-20T-7B

特定施設の種類		政令別表第1第37号 八ろ過施設
特定施設の能力		アジピン酸水溶液1日当たり60トン処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手1か月後
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~3 最大 2~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,500
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 9 最大 9

備考 特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送液する。

(3) 53D-807A

特定施設の種類		政令別表第1第37号 口 分離施設
特定施設の能力		回収蒸気1日当たり500トン処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手1か月後
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 140
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 400
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 280 最大 380

備考 特定施設の汚水等は、酸素曝気式活性汚泥処理施設(OBT)へ送液する。

(4) T202

特定施設の種類		政令別表第1第24号 口 分離施設
特定施設の能力		ガス1時間当たり15,000ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手3か月後
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出され	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~8 最大 2~9

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 4.4 最大 15
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 8 最大 16
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 225 最大 1,200
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 4 最大 15
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 600 最大 700

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) N B T新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日		
処理施設の種類及び型式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	散気式活性汚泥処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 521.4 最大 1,242.1	通常 108.1 最大 184.2
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 495.0 最大 862.1	通常 24.3 最大 69.6
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 521.2 最大 717.6	通常 210.3 最大 240.9
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 26.0 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,691 最大 21,469	通常 17,691 最大 21,469	

(2) O B T酸素曝気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成21年1月31日		
処理施設の種類及び型式	中和、酸素曝気式活性汚泥、凝集・沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	酸素曝気式活性汚泥処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 623.0 最大 1,162.6	通常 123.5 最大 287.7
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 239.3 最大 881.5	通常 17.5 最大 71.4
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1,007.4 最大 1,500.2	通常 183.6 最大 212.3
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 9.4 最大 31.9	通常 2.1 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,854 最大 10,472	通常 8,854 最大 10,472	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 16.2 最大 35.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 28.7 最大 70.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 28.4 最大 100.0
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.61 最大 3.00

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 251,260 最大 335,235
----------------------------	--------------------------

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.3 最大 20.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000	

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第379号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

愛媛県西条保健所長 武方 誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋5丁目11番3号
代表取締役 野崎 明

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山新居浜工場
新居浜市磯浦町16番9号

3 特定施設に関する事項

(1) 本焼No.1スクラパー

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第27号 ル 湿式集じん施設
特定施設の能力	風量1分当たり155立方メートル
工事の着手予定年月日	令和5年7月1日
工事の完成予定年月日	着工9か月後
使用開始の予定年月日	令和6年4月1日
特定施設の使用時間間隔	連続

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 11
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 750 最大 1,500
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 12
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 14 最大 17	

(2) 本焼No.2スクラパー

特定施設の種類	政令別表第1第27号 ル 湿式集じん施設	
特定施設の能力	風量1分当たり155立方メートル	
工事の着手予定年月日	令和5年7月1日	
工事の完成予定年月日	着工9か月後	
使用開始の予定年月日	令和6年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 11
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 750 最大 1,500
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 12
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 14 最大 17	

(3) 本焼No.3 スクラバー

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 ル 湿式集じん施設	
特定施設の能力	風量1分当たり155立方メートル	
工事の着手予定年月日	令和5年7月1日	
工事の完成予定年月日	着工9か月後	
使用開始の予定年月日	令和6年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 11
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 750 最大 1,500
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 12
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 14 最大 17	

(4) 本焼No.4 スクラバー

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 ル 湿式集じん施設	
特定施設の能力	風量1分当たり155立方メートル	
工事の着手予定年月日	令和5年7月1日	
工事の完成予定年月日	着工9か月後	
使用開始の予定年月日	令和6年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 11
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 14 最大 17	

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 11
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 750 最大 1,500
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 12
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 14 最大 17	

(5) リチウム乾燥No.1 スクラバー

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 ル 湿式集じん施設	
特定施設の能力	風量1分当たり90立方メートル	
工事の着手予定年月日	令和5年9月1日	
工事の完成予定年月日	着工7か月後	
使用開始の予定年月日	令和6年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 11
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 450 最大 900
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 12
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 18 最大 22	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

工事着手予定年月日	令和5年5月1日
工事完成予定年月日	着工11か月後

使用開始予定年月日	令和6年4月1日		
処理施設の種別及び型式	物理化学的処理		
処理施設の構造	SUS、SS、FRP、ポリプロピレン製		
処理施設の主要寸法	縦 40メートル 横 26メートル 高さ 12メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,200立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、ろ過方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4~12 最大 4~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 11	通常 8 最大 11
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 130 最大 250	通常 15 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 12	通常 8 最大 12

燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1	通常 0.5 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 400 最大 500	通常 400 最大 500

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
(1) No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.3 最大 10
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.4 最大 10
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.3 最大 1
	汚水等の1日当たりの量	通常 1,350 最大 1,700

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	194号	西条市中野字楠甲775番5から 同字甲761番5まで	令和5年3月31日

○愛媛県告示第381号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和5年3月31日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
令和5年3月22日
- 指定道路の位置

四国中央市土居町蕪崎634番の一部及び635番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

- 延長 26.00メートル
- 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第382号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和5年3月31日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号	四国中央市妻鳥町字前砂古1910番1の一部及び1910番1地先水路
2 指定年月日 令和5年3月24日	4 指定道路の延長及び幅員
3 指定道路の位置	(1) 延長 34.73メートル (2) 幅員 4.50メートル

○愛媛県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県 道	松山東部環状線	松山市安城寺町667番1から 同町710番4まで	旧	メートル 6.5～6.9	キロメートル 0.182	
			新	12.0～13.0	0.182	

○愛媛県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県 道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市滑川字弥助成甲2365番4から 同字甲2500番1まで	旧	メートル 3.9～5.6	キロメートル 0.165	
			新	3.9～48.7	0.165	

○愛媛県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市滑川字梅敷甲202番から 同市滑川字程野甲643番1地先まで	令和5年3月31日

○愛媛県告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西予市明浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年3月31日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	酒 井 宇 之 吉	西予市明浜町俵津3番耕地62番地
"	川 上 吉 嗣	西予市明浜町高山甲1380番地

"	篠 川 久 詩	西予市明浜町俵津2番耕地858番地第8
"	三 浦 要 作	西予市明浜町俵津2番耕地552番地
"	中 村 重 男	西予市明浜町俵津3番耕地146番地第14
"	宇都宮 凡 平	西予市明浜町俵津5番耕地63番地第1
"	前 田 金 治	西予市明浜町渡江186番地
"	宇都宮 俊 文	西予市明浜町狩浜1番耕地208番地
"	兵 頭 岩 雄	西予市明浜町狩浜2番耕地25番地
"	森 川 嘉 則	西予市明浜町狩浜3番耕地217番地第1
"	中 田 信 茂	西予市明浜町高山甲1431番地
"	濱 田 増 人	西予市明浜町高山甲1322番地
"	遠 藤 昭 作	西予市明浜町宮野浦甲1084番地
"	土 居 賢 一	西予市明浜町宮野浦甲1039番地

"	土 居 與 次	西予市明浜町田之浜甲834番地
"	宇都宮 正 志	西予市明浜町田之浜甲1242番地
"	平 田 與 輝	西予市明浜町宮野浦甲1086番地第2
監 事	道 山 升 文	西予市明浜町高山甲3271番地第2
"	稲 葉 一 也	西予市明浜町狩浜 2 番耕地1960番地
"	大 中 規 至	西予市明浜町田之浜甲1298番地 1

"	宇都宮 凡 平	西予市明浜町俵津 5 番耕地63番地第 1
"	前 田 金 治	西予市明浜町渡江186番地
"	宇都宮 俊 文	西予市明浜町狩浜 1 番耕地208番地
"	兵 頭 岩 雄	西予市明浜町狩浜 2 番耕地25番地
"	森 川 嘉 則	西予市明浜町狩浜 3 番耕地217番地第 1
"	中 田 信 茂	西予市明浜町高山甲1431番地
"	濱 田 増 人	西予市明浜町高山甲1322番地
"	遠 藤 昭 作	西予市明浜町宮野浦甲1084番地
"	土 居 賢 一	西予市明浜町宮野浦甲1039番地
"	土 居 與 次	西予市明浜町田之浜甲834番地
"	二 宮 金 治	西予市明浜町田之浜甲768番地第 1
"	平 田 與 輝	西予市明浜町宮野浦甲1086番地第 2
監 事	道 山 升 文	西予市明浜町高山甲3271番地第 2
"	稲 葉 一 也	西予市明浜町狩浜 2 番耕地1960番地
"	中 村 久	西予市明浜町俵津 1 番耕地511番地第 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	酒 井 宇之吉	西予市明浜町俵津 3 番耕地62番地
"	川 上 吉 嗣	西予市明浜町高山甲1380番地
"	篠 川 久 詩	西予市明浜町俵津 2 番耕地858番地第 8
"	三 浦 要 作	西予市明浜町俵津 2 番耕地552番地
"	中 村 重 男	西予市明浜町俵津 3 番耕地146番地第14

○愛媛県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町柿之浦字フカアジロ乙2 - 2地先	旧	メートル 4.7 ~ 6.9	キロメートル 0.100	
		宇和島市津島町柿之浦字フカアジロ乙2 - 1	新	12.1 ~ 30.0	0.080	

○愛媛県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	宇和島市津島町成464 - 2 から 同町成464 - 5 まで	令和5年3月31日

○愛媛県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町北表乙368番16	令和5年3月31日

○愛媛県告示第390号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和野村線	西予市宇和町稲生216番2から 同町稲生506番地先まで	旧	メートル 9.9~11.6	キロメートル 0.071	
		西予市宇和町稲生216番2から 同町稲生506番地先まで	新	10.0~12.7	0.071	

○愛媛県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和野村線	西予市宇和町稲生216番2から 同町稲生506番地先まで	令和5年3月31日

訓令

○愛媛県訓令第2号

庁中一般
各地方機関
労働委員会事務局

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（愛媛県保健所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（所長の専決事項）</p> <p>第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</u></p> <p>(5) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(6) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p>	<p>（所長の専決事項）</p> <p>第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること（<u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>

- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略

2 前項第22号の規定にかかわらず、四国中央市の区域における同号の事項は、西条保健所長が専決する。

- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略

2 前項第20号の規定にかかわらず、四国中央市の区域における同号の事項は、西条保健所長が専決する。

(愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程(昭和28年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決処理)</p> <p>第4条 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u>。</p> <p>(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(専決処理)</p> <p>第4条 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報)の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県研修所規程の一部改正)

第3条 愛媛県研修所規程(昭和30年愛媛県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第6条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第6条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p>

(1)～(4) 省略	(1)～(4) 省略
(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</u>	(5) <u>個人情報</u> の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。
(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u>	(6) 省略
(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u>	(7) 省略
(8) 省略	(8) 省略
(9) 省略	(9) 省略
(10) 省略	(10) 省略

（愛媛県計量検定所処務規程の一部改正）

第4条 愛媛県計量検定所処務規程（昭和33年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（所長の専決事項） 第3条 所長は、次に掲げる事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。 (1)～(13) 省略 (14) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</u> (15) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u> (16) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u> (17) 省略	（所長の専決事項） 第3条 所長は、次に掲げる事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。 (1)～(13) 省略 (14) <u>個人情報</u> の開示、訂正及び利用停止に関すること（ <u>個人情報</u> の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。 (15) 省略

（愛媛県立産業技術専門学校処務規程の一部改正）

第5条 愛媛県立産業技術専門学校処務規程（昭和33年愛媛県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（専決） 第4条 校長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</u> (6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u> (7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u> (8) 省略 (9) 省略 (10) 省略 (11) 省略	（専決） 第4条 校長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) <u>個人情報</u> の開示、訂正及び利用停止に関すること（ <u>個人情報</u> の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。 (6) 省略 (7) 省略 (8) 省略 (9) 省略

（愛媛県産業技術研究所処務規程の一部改正）

第6条 愛媛県産業技術研究所処務規程（昭和36年愛媛県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</u></p> <p>(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(他の訓令の準用)</p> <p>第7条 研究所の事務処理については、この訓令及び第4条第1項第10号の処務細則に定めるもののほか、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること（<u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(他の訓令の準用)</p> <p>第7条 研究所の事務処理については、この訓令及び第4条第8号<u> </u>の処務細則に定めるもののほか、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。</p>

(愛媛県大阪事務所処務規程の一部改正)

第7条 愛媛県大阪事務所処務規程（昭和39年愛媛県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第3条 所長は、次に掲げる事項を専決する。ただし、第3号及び第5号に掲げる事項のうち、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</u></p> <p>(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(他の規程の準用)</p> <p>第6条 事務所の事務処理については、この規程及び第3条第11号に規定する処務細則に定めるもののほか、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第3条 所長は、次に掲げる事項を専決する。ただし、第3号及び第5号に掲げる事項のうち、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること（<u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(他の規程の準用)</p> <p>第6条 事務所の事務処理については、この規程及び第3条第9号に規定する処務細則に定めるもののほか、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。</p>

(愛媛県立さつき寮処務規程の一部改正)

第8条 愛媛県立さつき寮処務規程（昭和39年愛媛県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第3条 寮長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</u></p> <p>(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(他の規程の準用)</p> <p>第5条 事務処理については、この規程及び第3条第10号の処務細則に定めるもののほか、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第3条 寮長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること（<u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(他の規程の準用)</p> <p>第5条 事務処理については、この規程及び第3条第8号の処務細則に定めるもののほか、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。</p>

(愛媛県家畜保健衛生所処務規程の一部改正)

第9条 愛媛県家畜保健衛生所処務規程（昭和40年愛媛県訓令第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</u></p> <p>(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること（<u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第10条 愛媛県労働委員会事務局処務規程（昭和41年愛媛県訓令第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局長の専決)</p>	<p>(事務局長の専決)</p>

第4条 事務局長は、次の事項を専決処理することができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。
- (5) 個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。
- (6) 行政機関等匿名加工情報の提供等に関すること。
- (7) 省略

第4条 事務局長は、次の事項を専決処理することができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。
- (5) 省略

（愛媛県東京事務所処務規程の一部改正）

第11条 愛媛県東京事務所処務規程（昭和42年愛媛県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決する。ただし、第3号及び第5号に掲げる事項のうち、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</u></p> <p>(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>2 前項の規定は、プラザについて準用する。この場合において、同項中「所長は」とあるのは「プラザの所長は」と、「知事」とあるのは「所長」と、<u>同項第8号中「東京都外出張を含む」とあるのは「東京都外出張を除く」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（他の規程の準用）</p> <p>第7条 事務所の処務については、この訓令及び第4条第1項第11号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する処務細則に定めるもののほか、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決する。ただし、第3号及び第5号に掲げる事項のうち、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること（<u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>2 前項の規定は、プラザについて準用する。この場合において、同項中「所長は」とあるのは「プラザの所長は」と、「知事」とあるのは「所長」と、<u>同項第6号中「東京都外出張を含む」とあるのは「東京都外出張を除く」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（他の規程の準用）</p> <p>第7条 事務所の処務については、この訓令及び第4条第1項第9号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する処務細則に定めるもののほか、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。</p>

（愛媛県立えひめ学園処務規程の一部改正）

第12条 愛媛県立えひめ学園処務規程（昭和45年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決）</p> <p>第5条 園長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこ</u></p>	<p>（専決）</p> <p>第5条 園長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること（<u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこ</p>

<p>これらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)。</p> <p>(5) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(6) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p>	<p>これらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>
---	---

(愛媛県立農業大学校処務規程の一部改正)

第13条 愛媛県立農業大学校処務規程(昭和46年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 校長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)。</u></p> <p>(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 校長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情<u>報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県病害虫防除所処務規程の一部改正)

第14条 愛媛県病害虫防除所処務規程(昭和46年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第3条 所長は、次 _____ に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)。</u></p> <p>(5) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(6) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第3条 所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情<u>報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p>

(愛媛県消費生活センター処務規程の一部改正)

第15条 愛媛県消費生活センター処務規程(昭和47年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u>。</p> <p>(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報)の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p>

(愛媛県心と体の健康センター処務規程の一部改正)

第16条 愛媛県心と体の健康センター処務規程(昭和47年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決)</p> <p>第3条 所長は、次の事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u>。</p> <p>(5) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(6) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p>	<p>(専決)</p> <p>第3条 所長は、次の事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報)の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p>

<u>22</u> 省略	<u>20</u> 省略
<u>23</u> 省略	<u>21</u> 省略
<u>24</u> 省略	<u>22</u> 省略
<u>25</u> 省略	<u>23</u> 省略
<u>26</u> 省略	<u>24</u> 省略
<u>27</u> 省略	<u>25</u> 省略
<u>28</u> 省略	<u>26</u> 省略
<u>29</u> 省略	<u>27</u> 省略
<u>30</u> 省略	<u>28</u> 省略
<u>31</u> 省略	<u>29</u> 省略
<u>32</u> 省略	<u>30</u> 省略
<u>33</u> 省略	<u>31</u> 省略

(愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正)

第17条 愛媛県農林水産研究所処務規程(昭和50年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次_____に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u>。</p> <p>(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>個人情報_____の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報_____の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u>。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第18条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第1 (第4条関係)						別表第1 (第4条関係)					
知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項						知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					
事務の種類	事 項	決裁区分				事務の種類	事 項	決裁区分			
		知事	専決者					知事	専決者		
			部 長	局 長	課 長	主 幹				部 長	局 長
1~3 省略						1~3 省略					
4 個人 情報の 保護に 関する	1 事業者の支援に関すること (第13条)。					4 個人 情報の 保護に 関する	1 事業者の支援に関すること (第12条)。				
	2 <u>個人情報取扱事業者、仮名加工 情報取扱事業者、匿名加工情</u>						2 <u>個人情報取扱事業者及び _____匿名加工情</u>				

法律の 施行に 関する 事務	報取扱事業者及び個人関連情報 取扱事業者に関すること。					法律の 施行に 関する 事務	報取扱事業者 _____に関すること。				
	(1) 報告の徴収及び立入検査 (第146条第1項)						(1) 報告の徴収及び立入検査 (第40条第1項)				
	(2) 個人情報保護委員会への報 告(個人情報の保護に関する 法律施行令第40条第3項)						(2) 個人情報保護委員会への報 告(個人情報の保護に関する 法律施行令(第21条第3項))				
	3 個人情報ファイル簿の作成及 び公表(第75条第1項)				—						
	4 保有個人情報の開示、訂正及 び利用停止の請求に対する決定 (第82条、第86条第3項、第93 条、第101条)				—						
	5 保有個人情報の開示及び訂正 の請求に係る事案の移送(第85 条第1項、第96条第1項)				—						
	6 保有個人情報の開示の請求に 対する決定に係る第三者の意見 の聴取(第86条第1項、第2 項)				—						
	7 保有個人情報の提供先への通 知(第97条)				—						
	8 保有個人情報の開示の請求等 に対する決定に係る審査請求に 関すること。				—						
	(1) 愛媛県情報公開・個人情報 保護審査会への諮問等(第105 条)	—									
	(2) 第三者に対する通知(第86 条第3項、第107条第1項)		—								
9 行政機関等匿名加工情報の作 成(第109条第1項)				—							
10 個人情報取扱事務の登録及び その抹消(個人情報の保護に関 する法律施行条例第3条第2 項、第5項)				—							
11 保有個人情報の開示、訂正及 び利用停止の請求に対する決定 に係る期間の延長等(個人情報 の保護に関する法律施行条例第 4条第2項、第5条、第7条第 2項、第8条、第9条第2項、 第10条)				—							
					5 愛媛 県個人 情報保 護条例 の施行 に關す る事務	1 個人情報取扱事務の登録及び その抹消(第7条第2項、第5 項)				—	
						2 愛媛県情報公開・個人情報保 護審査会の意見の聴取(第7条 第3項第4号、第8条第2項第 7号、第3項第3号、第9条第	—				

											6号、第12条第2項第4号)								
											3 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定（第23条、第27条第3項、第34条、第42条）								—
											4 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る期間の延長等（第24条第2項、第25条、第35条第2項、第36条、第42条）								—
											5 個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送（第26条第1項、第37条第1項）								—
											6 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取（第27条第1項、第2項）								—
											7 口頭により開示請求ができる個人情報の決定（第29条第1項）							—	
											8 個人情報の提供先への通知（第38条）								—
											9 個人情報の開示の請求等に対する決定に係る審査請求に関すること。								
											(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等（第45条、第46条）							—	
											(2) 第三者に対する通知（第27条第3項、第48条）								—
5	省略										6 省略								
6	省略										7 省略								
7	省略										8 省略								
8	省略										9 省略								
9	省略										10 省略								
10	省略										11 省略								
11	省略										12 省略								
12	省略										13 省略								
13	省略										14 省略								
14	省略										15 省略								
15	省略										16 省略								
16	省略										17 省略								
17	省略										18 省略								
18	省略										19 省略								
19	省略										20 省略								
20	省略										21 省略								
21	省略										22 省略								
22	省略										23 省略								

23 省略					
24 省略					
25 省略					
26 省略					

備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

- (1) 省略
- (2) 5の部3の項(1)、7の項及び15の項(1)
- (3) 6の部2の項(4)及び3の項
- (4) 7の部9の項
- (5) 8の部2の項(2)、3の項(2)及び4の項(2)
- (6) 10の部1の項(2)から(4)まで、(7)から(10)まで、(14)、(16)から(18)まで、(20)及び(21)並びに2の項(2)から(8)まで、(12)、(14)及び(15)
- (7) 21の部2の項及び4の項から7の項まで
- (8) 24の部1の項
- (9) 25の部1の項(1)及び(3)
- (10) 26の部1の項(3)ア

2 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すぐ味係長又はすぐモノ係長の職にある者の服務に関する事務に係るこの表5の部5の項(2)及び6の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「営業統括部長」とする。

3 営業主幹の職にある者の服務に関する事務に係るこの表5の部7の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「営業本部マネージャー」とする。

4 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すぐ味係長又はすぐモノ係長の職にある者の営利企業等の従事許可等に関する事務に係るこの表5の部8の項(2)及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関する事務に係る同部9の項(2)の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働部長」とする。

5 企画振興部政策企画局秘書課及び広報広聴課に属する事務並びに県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、企画振興部政策企画局秘書課及び広報広聴課に属する事務にあつては同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「秘書広報統括監」と、県民環境部防災局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「防災安全統括部長」とする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 4の部8の項(1)
- (4) 5の部5の項(2)、6の項、11の項(3)及び14の項
- (5) 6の部2の項(1)、(3)及び(7)
- (6) 7の部2の項(1)イ及び(2)イ、4の項、8の項、10の項並びに11の項
- (7) 8の部2の項(1)、3の項(1)及び4の項(1)
- (8) 9の部1の項、7の項(2)、8の項(2)及び9の項(2)
- (9) 10の部1の項(1)、(6)、(11)から(13)まで、(15)及び(19)、

24 省略					
25 省略					
26 省略					
27 省略					

備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

- (1) 省略
- (2) 6の部3の項(1)、7の項及び15の項(1)
- (3) 7の部2の項(4)及び3の項
- (4) 8の部9の項
- (5) 9の部2の項(2)、3の項(2)及び4の項(2)
- (6) 11の部1の項(2)から(4)まで、(7)から(10)まで、(14)、(16)から(18)まで、(20)及び(21)並びに2の項(2)から(8)まで、(12)、(14)及び(15)
- (7) 22の部2の項及び4の項から7の項まで
- (8) 25の部1の項
- (9) 26の部1の項(1)及び(3)
- (10) 27の部1の項(3)ア

2 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すぐ味係長又はすぐモノ係長の職にある者の服務に関する事務に係るこの表6の部5の項(2)及び6の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「営業統括部長」とする。

3 営業主幹の職にある者の服務に関する事務に係るこの表6の部7の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「営業本部マネージャー」とする。

4 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すぐ味係長又はすぐモノ係長の職にある者の営利企業等の従事許可等に関する事務に係るこの表6の部8の項(2)及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関する事務に係る同部9の項(2)の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働部長」とする。

5 企画振興部政策企画局秘書課及び広報広聴課に属する事務並びに県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、企画振興部政策企画局秘書課及び広報広聴課に属する事務にあつては同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「秘書広報統括監」と、県民環境部防災局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「防災安全統括部長」とする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 5の部2の項、7の項及び9の項(1)
- (4) 6の部5の項(2)、6の項、11の項(3)及び14の項
- (5) 7の部2の項(1)、(3)及び(7)
- (6) 8の部2の項(1)イ及び(2)イ、4の項、8の項、10の項並びに11の項
- (7) 9の部2の項(1)、3の項(1)及び4の項(1)
- (8) 10の部1の項、7の項(2)、8の項(2)及び9の項(2)
- (9) 11の部1の項(1)、(6)、(11)から(13)まで、(15)及び(19)、

- 2の項(1)、(9)から(11)まで及び(13)並びに3の項
- (10) 11の部2の項から9の項まで、12の項から24の項まで及び33の項
- (11) 12の部
- (12) 13の部1の項(1)、2の項(2)並びに4の項(1)イ、(2)イ、(3)イ、(4)ア、(5)イ及び(6)イ
- (13) 14の部1の項(2)
- (14) 16の部1の項(1)イ、(2)イ及び(3)、2の項(1)及び(4)、3の項(1)イ、(2)イ及び(3)、4の項(1)ア及び(2)イ、5の項並びに7の項(1)、(3)及び(4)
- (15) 18の部1の項(2)
- (16) 22の部
- (17) 23の部1の項(1)
- (18) 25の部1の項(2)
- (19) 26の部1の項(2)ア
- 6 感染症対策調整監の担任意務に係るこの表2の部9の項、12の項(1)及び15の項(1)、8の部2の項(2)、3の項(2)及び4の項(2)、23の部1の項(2)並びに26の部1の項(3)アの規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。
- 7 省略
- 8 この表5の部13の項(臨時補助員の任免に係るものに限る。)、16の項、17の項及び19の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「幹事課の長」とする。
- 9 省略

別表第3(第4条関係)

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				秘書	局長	課長	主幹
広報広聴課	1～5 省略						
	6 個人情報保護に関する事務の総括に関する事務	1～4 省略					
		5 住民の支援に関すること(個人情報の保護に関する法律(以下この部において「法」という。)第13条)。					
		6 個人情報保護委員会等への報告(法第68条)				—	
		7 行政機関等匿名加工情報の利用に関すること。					
	(1) 事業の提案の募集(法第111条)				—		

- 2の項(1)、(9)から(11)まで及び(13)並びに3の項
- (10) 12の部2の項から9の項まで、12の項から24の項まで及び33の項
- (11) 13の部
- (12) 14の部1の項(1)、2の項(2)並びに4の項(1)イ、(2)イ、(3)イ、(4)ア、(5)イ及び(6)イ
- (13) 15の部1の項(2)
- (14) 17の部1の項(1)イ、(2)イ及び(3)、2の項(1)及び(4)、3の項(1)イ、(2)イ及び(3)、4の項(1)ア及び(2)イ、5の項並びに7の項(1)、(3)及び(4)
- (15) 19の部1の項(2)
- (16) 23の部
- (17) 24の部1の項(1)
- (18) 26の部1の項(2)
- (19) 27の部1の項(2)ア
- 6 感染症対策調整監の担任意務に係るこの表2の部9の項、12の項(1)及び15の項(1)、9の部2の項(2)、3の項(2)及び4の項(2)、24の部1の項(2)並びに27の部1の項(3)アの規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。
- 7 省略
- 8 この表6の部13の項(臨時補助員の任免に係るものに限る。)、16の項、17の項及び19の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「幹事課の長」とする。
- 9 省略

別表第3(第4条関係)

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				秘書	局長	課長	主幹
広報広聴課	1～5 省略						
	6 個人情報保護に関する事務の総括に関する事務	1～4 省略					
		5 住民の支援に関すること(個人情報の保護に関する法律第12条())。					

	(2) 事業の提案の審査(法第114条、第118条第2項)								
	(3) 契約の締結及び解除(法第115条、第118条第2項、第120条)								
	8 勧告に基づく措置の報告(法第159条)								
	9 施行の状況の報告(法第165条第1項)								
	10 個人情報保護委員会に対する助言の要求(法第166条第1項)								
	11 省略								
7~9 省略									

7~9 省略									

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第19条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表第1(第4条関係) 局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1(第4条関係) 局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項							
事務の種類	事 項	決裁区分			事務の種類	事 項	決裁区分					
		局長	専決者				局長	専決者				
				部 長	課 長	主 幹					部 長	課 長
1・2 省略					1・2 省略							
3 個人情報保護に関する法律の施行に関する事務	1 個人情報ファイル簿の作成及び公表(第75条第1項)				3 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務	1 個人情報取扱事務の登録及びその抹消(第7条第2項、第5項)						
	2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定(第82条、第86条第3項、第93条、第101条)					2 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定(第23条、第27条第3項、第34条、第42条)						
	3 保有個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送(第85条第1項、第96条第1項)					3 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る期間の延長等(第24条第2項、第25条、第35条第2項、第36条、第42条)						
	4 保有個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取(第86条第1項、第2項)					4 個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送(第26条第1項、第37条第1項)						
	5 保有個人情報の提供先への通知(第97条)					5 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取(第27条第1項、第2項)						
	6 行政機関等匿名加工情報の作成(第109条第1項)					6 口頭により開示請求ができる個人情報の決定(第29条第1項)						

4～12 省略	7 個人情報取扱事務の登録及びその抹消（個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項、第5項）	—		
	8 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る期間の延長等（個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項、第5条、第7条第2項、第8条、第9条第2項、第10条）	—		

備考 1 出納室におけるこの表2の部1の項から4の項まで、3の部2の項から5の項まで、7の項及び8の項並びに9の部7の項(1)の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「出納室長」とする。
 2～9 省略
 10 支局長の専決処理すべき事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」とする。
 (1)・(2) 省略
 (3) 3の部2の項から5の項まで、7の項及び8の項
 (4)・(5) 省略
 11 省略

別表第6（第4条関係）

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		所長	専決者	
			課長	主幹
1・2 省略				
3 個人情報の保護に関する法律の施行に関する事務	1 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第75条第1項）	—		
	2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定（第82条、第86条第3項、第93条、第101条）	—		
	3 保有個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送（第85条第1項、第96条第1項）	—		
	4 保有個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取（第86条第1項、第2項）	—		
	5 保有個人情報の提供先への通知（第97条）	—		
	6 行政機関等匿名加工情報の作成（第109条第1項）	—		

4～12 省略	7 個人情報の提供先への通知（第38条）	—		
------------	----------------------	---	--	--

備考 1 出納室におけるこの表2の部1の項から4の項まで、3の部1の項から5の項まで及び7の項並びに9の部7の項(1)の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「出納室長」とする。
 2～9 省略
 10 支局長の専決処理すべき事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」とする。
 (1)・(2) 省略
 (3) 3の部1の項から5の項まで及び7の項
 (4)・(5) 省略
 11 省略

別表第6（第4条関係）

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		所長	専決者	
			課長	主幹
1・2 省略				
3 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務	1 個人情報取扱事務の登録及びその抹消（第7条第2項、第4項）	—		
	2 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定（第23条、第27条第3項、第34条、第42条）	—		
	3 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る期間の延長等（第24条第2項、第25条、第35条第2項、第36条、第42条）	—		
	4 個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送（第26条第1項、第37条第1項）	—		
	5 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取（第27条第1項、第2項）	—		
	6 個人情報の提供先への通知（第38条）	—		

<p>7 個人情報取扱事務の登録及びその抹消（個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項、第5項）</p> <p>8 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る期間の延長等（個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項、第5条、第7条第2項、第8条、第9条第2項、第10条）</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p></p> <p></p>	<p></p> <p></p>	<p></p> <p></p>	<p></p> <p></p>	<p></p> <p></p>
<p>4～9 省略</p>						
<p>備考 省略</p>			<p>備考 省略</p>			

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第20条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長の専決事項）</p> <p>第14条 地方局長の専決処理すべき事項のうち、各部共通の事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6)の4 省略</p> <p>(6)の5 局内各課室の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に 関すること（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に 対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求 に関するものを除く。）</p> <p><u>(6)の6 局内各課室の個人情報ファイル簿の作成及び公表に 関すること。</u></p> <p><u>(6)の7 局内各課室の行政機関等匿名加工情報の作成に 関すること。</u></p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>2～9 省略</p> <p>（支局長の専決事項）</p> <p>第15条 次項及び第3項に定めるもののほか、支局長の専決処理 すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と 認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けな ければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 総務県民室及び税務室の保有個人情報の開示、訂正及び利用 停止に 関すること（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の 請求に 対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての 審査 請求に 関するものを除く。）</p> <p><u>(6) 総務県民室及び税務室の個人情報ファイル簿の作成及び公表 に 関すること。</u></p> <p><u>(7) 総務県民室及び税務室の行政機関等匿名加工情報の作成に 関 すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（土木事務所長等の専決事項）</p> <p>第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げ るとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについ ては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p>	<p>（地方局長の専決事項）</p> <p>第14条 地方局長の専決処理すべき事項のうち、各部共通の事項 は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6)の4 省略</p> <p>(6)の5 局内各課室の個人情報____の開示、訂正及び利用停止に 関すること（個人情報____の開示、訂正及び利用停止の請求に 対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求 に関するものを除く。）</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>2～9 省略</p> <p>（支局長の専決事項）</p> <p>第15条 次項及び第3項に定めるもののほか、支局長の専決処理す べき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と 認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けな ければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 総務県民室及び税務室の個人情報____の開示、訂正及び利用 停止に 関すること（個人情報____の開示、訂正及び利用停止の 請求に 対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての 審査 請求に 関するものを除く。）</p> <p>(6) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（土木事務所長等の専決事項）</p> <p>第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げ るとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについ ては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p>

<p>(1)～(2)の4 省略</p> <p>(2)の5 <u>保有個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること (<u>保有個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(2)の6 <u>個人情報ファイル簿</u>の作成及び公表に関すること。</p> <p>(2)の6の2 <u>行政機関等匿名加工情報の作成</u>に関すること。</p> <p>(2)の7～(26)の16 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 ダム管理事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所轄の地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4)の3 省略</p> <p>(4)の4 <u>保有個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること (<u>保有個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(4)の5 <u>個人情報ファイル簿</u>の作成及び公表に関すること。</p> <p>(4)の6 <u>行政機関等匿名加工情報の作成</u>に関すること。</p> <p>(5)・(6) 省略</p>	<p>(1)～(2)の4 省略</p> <p>(2)の5 <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること (<u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(2)の6 削除</p> <p>(2)の7～(26)の16 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 ダム管理事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所轄の地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4)の3 省略</p> <p>(4)の4 <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること (<u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(5)・(6) 省略</p>
--	--

(愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正)

第21条 愛媛県地方局県民情報室規程(平成5年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(任 務)</p> <p>第3条 地方局県民情報室は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開及び<u>保有個人情報</u>の開示等に係る窓口事務に關すること。</p> <p>(4) 省略</p>	<p>(任 務)</p> <p>第3条 地方局県民情報室は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開及び<u>個人情報</u>の開示等に係る窓口事務に關すること。</p> <p>(4) 省略</p>

(愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正)

第22条 愛媛県食肉衛生検査センター処務規程(平成14年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専 決 事 項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>保有個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(<u>保有個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)。</p> <p>(5) <u>個人情報ファイル簿</u>の作成及び公表に関すること。</p> <p>(6) <u>行政機関等匿名加工情報の作成</u>に関すること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p>	<p>(専 決 事 項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(<u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p>

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

(愛媛県動物愛護センター処務規程の一部改正)

第23条 愛媛県動物愛護センター処務規程(平成14年愛媛県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u></p> <p>(5) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(6) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p>

(愛媛県立子ども療育センター処務規程の一部改正)

第24条 愛媛県立子ども療育センター処務規程(平成19年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u></p> <p>(5) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(6) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p>

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

(愛媛県家畜病性鑑定所処務規程の一部改正)

第25条 愛媛県家畜病性鑑定所処務規程(平成20年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第3条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u>。</p> <p>(5) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(6) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第3条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報)の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p>

(愛媛県原子力センター処務規程の一部改正)

第26条 愛媛県原子力センター処務規程(平成22年愛媛県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第3条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u>。</p> <p>(5) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(6) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第3条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報)の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p>

(愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部改正)

第27条 愛媛県福祉総合支援センター処務規程(平成27年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u></p> <p>(5) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(6) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>(23) 省略</p> <p>(24) 省略</p> <p>(25) 省略</p> <p>(26) 省略</p> <p>(27) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報)の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>(23) 省略</p> <p>(24) 省略</p> <p>(25) 省略</p>

(愛媛県子ども・女性支援センター処務規程の一部改正)

第28条 愛媛県子ども・女性支援センター処務規程(平成27年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第3条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u></p> <p>(5) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p>	<p>(専決事項)</p> <p>第3条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報)の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p>

- (6) 行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

(愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正)

第29条 愛媛県総合科学博物館処務規程(平成30年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第3条 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u></p> <p>(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第3条 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p>

(愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正)

第30条 愛媛県歴史文化博物館処務規程(平成30年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第3条 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u></p> <p>(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第3条 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p>

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

第31条 愛媛県美術館処務規程(平成30年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u>。</p> <p>(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報)の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第3号

農林水産部

愛媛県総合林政計画推進班規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県総合林政計画推進班規程を廃止する訓令

愛媛県総合林政計画推進班規程(平成13年愛媛県訓令第1号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和5年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 業務概要

(1) 業務名

文書管理・電子決裁システム構築業務委託

(2) 業務内容

文書管理・電子決裁システム構築業務委託公募型プロポーザル手続等に関する説明書(以下「説明書」という。)による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年2月29日(木)まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度の製造の請負

等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当する者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

ウ プライバシーマークの認定又はISO27001の認証が完了していること。

エ 安定稼働の観点から、令和5年3月時点で、過去5年の間、地方自治体又はその他団体(公的企業、独立行政法人)における文書管理・電子決裁システムの受託実績が3件以上有ること。

(2) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 基本要件

実績・実施体制

イ 機能要件
利便性・柔軟性

ウ 非機能要件
利用環境・各種サービス・セキュリティ

エ 価格
見積経費に基づく評価

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2286

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和5年3月22日(水)から4月7日(金)までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和5年4月7日(金)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和5年5月2日(火)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2286

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Document management and electronic approval system related to public documents , 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m. , 7 April 2023
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m. , 2 May 2023

(3) For further inquiries relating to the proposal , please contact: Smart Administrative Computerization Group , Smart Administrative Promotion Division , Digital Strategy Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2286

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

豚熱生ワクチン(シード)の単価契約

(2) 購入物品名及び数量

豚熱生ワクチン(シード)

豚熱生ワクチン(シード)50ドーズ 見込本数7,000本

豚熱生ワクチン(シード)20ドーズ 見込本数2,000本

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による

(4) 納入期間

令和5年5月22日～令和6年3月31日まで

納入スケジュールについては、入札説明書等による

(5) 納入場所

入札説明書等による

(6) 入札方法

ア 契約方法は一般競争入札による複数単価契約とし、品目ごとに単価契約を行うものとする。落札決定に当たっては、品目ごとの単価に購入予定数量を乗じ、それらを合算した総価を用いるので、入札書には「品目ごとの単価×購入予定数量の合計額」を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
 - (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
 - (5) 愛媛県内に事業所を有すること。
 - (6) 動物用医薬品販売業の許可を受けていること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県農林水産部農業振興局畜産課家畜衛生係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912 2580
 - (2) 入札書の受領期限
開札の日時に開札の場所へ持参して提出
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付又は愛媛県ホームページでのダウンロード
 - (4) 開札の日時及び場所
令和5年5月12日(金)午前10時30分
愛媛県庁第一別館8階 東会議室(都合により変更する場合があります。)
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限: 令和5年5月8日(月)午後5時15分
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 契約保証金
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
 - (7) 落札者の決定方法
ア この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
イ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。
 - (8) その他
詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
CSF live vaccine
・ 50 dose approx . 7,000 pcs
・ 20 dose approx . 2,000 pcs
 - (2) Time limit of tender: 10:30 a.m., May 8, 2023
 - (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Livestock Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2580

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名
グループウェアシステムの借入れ
 - (2) 借入物品名及び数量
グループウェアシステム 一式
 - (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 借入期間
令和6年1月1日から令和11年12月31日までの間
 - (5) 納入場所
愛媛県警察本部
 - (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部会計課調度係

〒790 8573
 愛媛県松山市南堀端町2番地2
 電話 (089)934 0110 内線(2235)

(2) 入札書の受領期限
 令和5年5月31日(水)午前10時00分

(3) 入札説明書の交付方法
 (1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所
 令和5年5月31日(水)午前10時00分
 愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
 愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
 この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。
 なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
 要
- (6) 落札者の決定方法
 この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Groupware system, 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 31, May, 2023
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
 TEL 089 934 0110

監査公表

○公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、愛媛県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年3月31日

愛媛県監査委員 高橋正浩
 同 大西誠
 同 兵頭竜
 同 高田健司

監査対象機関	監査年月日
公益財団法人愛媛県動物園協会	令和4年12月19日
(監査の結果) 職員2名の通勤手当について、手当支給額の算定基礎となる交通用具の「使用距離」の認定誤りにより、476,900円(平成26年4月分~令和4年10月分)が過支給となっていた。	
(措置の内容) 直ちに認定内容の見直し及び過支給分の返納手続を行うよう指示した上で、県条例や規則等に準じて行う事務処理に際しては、その都度、根拠条文を確認する等により適切に行うよう指導を行い、再発防止のための対応を検討させた。	

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第1号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県監査委員 高橋正浩
 同 大西誠
 同 兵頭竜
 同 高田健司

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程

愛媛県監査事務局規程(昭和41年愛媛県監査委員規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務局長の専決事項) 第6条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)~(5) 省略 (6) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有	(事務局長の専決事項) 第6条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)~(5) 省略 (6) 個人情報____の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人

個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)。

(7) 個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。

(8) 行政機関等匿名加工情報の提供等に関すること。

(9) 省略

情報 の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)。

(7) 省略

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県監査委員規程第2号

監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県監査委員 高 橋 正 浩
同 大 西 誠
同 兵 頭 竜
同 高 田 健 司

監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成14年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
監査委員が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年愛媛県規則第5号）（第8条を除く。）</u> の規定の例による。	監査委員が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）</u> の規定の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県教育委員会
教育長 田 所 竜 二

教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年愛媛県規則第5号）（同規則第8条を除く。）</u> の規定の例による。	教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）</u> の規定の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第2号

社会教育主事資格認定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県教育委員会
教育長 田 所 竜 二

社会教育主事資格認定に関する規則等の一部を改正する規則

(社会教育主事資格認定に関する規則の一部改正)

第1条 社会教育主事資格認定に関する規則(昭和35年愛媛県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>様式第2号(第3条関係) 履歴書</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">ふりがな</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">生年</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>月日</td> <td></td> <td></td> <td>性別</td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第4号(第4条関係) 認定証書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">第号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	ふりがな		生年				氏名		月日			性別	第号		省略		<p>様式第2号(第3条関係) 履歴書</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">ふりがな</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">生年</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>月日</td> <td></td> <td></td> <td>性別</td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第4号(第4条関係) 認定証書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">第号</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">割印</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	ふりがな		生年				氏名		月日			性別	第号	割印	省略	
ふりがな		生年																															
氏名		月日			性別																												
第号																																	
省略																																	
ふりがな		生年																															
氏名		月日			性別																												
第号	割印																																
省略																																	

(愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県奨学資金貸与条例施行規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(奨学生の出願手続)</p> <p>第4条 奨学生になろうとする者は、<u>連帯保証人及び保護者又は保護者であつた者と連署した愛媛県奨学生願書(第1号様式)に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる学校の長が作成した愛媛県奨学生推薦調書(第2号様式)を添えて、教育長が指定する期日までに、教育委員会に願出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 <u>連帯保証人は、保護者又は保護者であつた者でなければならない。ただし、これらによることが適当でない認められる場合に</u>あつては、4親等以内の親族とすることができる。</p> <p>3 <u>第1項の場合において、連帯保証人が保護者又は保護者であつた者と同一であるときは、同項中「連帯保証人及び保護者又は保護者であつた者」とあるのは、「連帯保証人」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(奨学生の採用)</p> <p>第6条 採用候補者又は補充候補者が高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学したときは、<u>連帯保証人(第4条第2項に規定する連帯保証人。以下同じ。)</u>及び保護者又は保護者であつた者と連署した<u>進学届兼確認書(第3号様式)をその年の4月30日までに、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</u>この場合において、<u>専修学校の高等課程に進学した者</u>にあつては、<u>第2条に定める課程であることを証明する当該学校の学則の写しを添付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、連帯保証人が保護者又は保護者であつた</u></p>	<p>(奨学生の出願手続)</p> <p>第4条 奨学生になろうとする者は、_____保護者又は保護者であつた者と連署した愛媛県奨学生願書(第1号様式)に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる学校の長が作成した愛媛県奨学生推薦調書(第2号様式)を添えて、教育長が指定する期日までに、教育委員会に願出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(奨学生の採用)</p> <p>第6条 採用候補者又は補充候補者が高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学したときは、_____進学届兼確認書(第3号様式)をその年の4月30日までに、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。この場合において、<u>専修学校の高等課程に進学した者</u>にあつては、<u>第2条に定める課程であることを証明する当該学校の学則の写しを添付しなければならない。</u></p>

者と同一であるときは、同項中「連帯保証人（第4条第2項に規定する連帯保証人。以下同じ。）及び保護者又は保護者であつた者」とあるのは、「連帯保証人（第4条第2項に規定する連帯保証人。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

3 採用候補者又は補充候補者が、第1項の期日までに進学届兼確認書を提出しないときは、その資格を失うことがある。

第9条 採用の通知を受けた者は、その通知を受けた日から30日以内に連帯保証人及び保護者又は保護者であつた者と連署押印した誓約書（第4号様式）に当該連帯保証人の印鑑証明書を添えて、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、連帯保証人が保護者又は保護者であつた者と同一であるときは、同項中「連帯保証人及び保護者又は保護者であつた者」とあるのは、「連帯保証人」と読み替えるものとする。

3 省略

（奨学生の異動届出）

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、 異動届（第5号様式）を、学校長を経て速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

2 前項第4号の場合において、連帯保証人を変更しようとするときは、当該連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

（奨学金の貸与月額の変更）

第12条 奨学生は、奨学金の貸与月額の変更を希望するときは、連帯保証人と連署した奨学金貸与月額変更申請書（第6号様式）を、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2・3 省略

（奨学生の辞退）

第14条 奨学生を辞退しようとするときは、 奨学生辞退届（第7号様式）を、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 省略

（借用証書の提出）

第15条 奨学生が、奨学生でなくなつたときは、貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人と連署押印した奨学金借用証書（第8号様式）及び返還明細書（第9号様式）に当該連帯保証人の印鑑証明書を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

（奨学生であつた者の異動届出等）

第16条 奨学生であつた者は、奨学金の返還完了前に、奨学金借用証書に記載した事項に異動があつたときは、 異動届を、速やかに教育委員会に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人を変更しようとするときは、当該連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

2 省略

（奨学金の返還猶予の手續）

第18条 条例第10条の規定により奨学金の返還猶予を受けようとする者は、 奨学金返還猶予願（第10号様式）に、その事由を証明することのできる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（奨学金返還免除の手續）

第20条 条例第11条又は附則第2項の規定により奨学金の返還免除を受けようとする者は、 奨学金返還免除願

2 採用候補者又は補充候補者が、前項の期日までに進学届兼確認書を提出しないときは、その資格を失うことがある。

第9条 採用の通知を受けた者は、その通知を受けた日から30日以内に連帯保証人と連署した 誓約書（第4号様式）を 、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 連帯保証人は、保護者又は保護者であつた者でなければならない。

3 省略

（奨学生の異動届出）

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、連帯保証人と連署した異動届（第5号様式）を、学校長を経て速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

（奨学金の貸与月額の変更）

第12条 奨学生は、奨学金の貸与月額の変更を希望するときは、 奨学金貸与月額変更申請書（第6号様式）を、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2・3 省略

（奨学生の辞退）

第14条 奨学生を辞退しようとするときは、連帯保証人と連署した奨学生辞退届（第7号様式）を、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 省略

（借用証書の提出）

第15条 奨学生が、奨学生でなくなつたときは、貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人と連署した 奨学金借用証書（第8号様式）及び返還明細書（第9号様式）に当該連帯保証人の印鑑証明書を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

（奨学生であつた者の異動届出等）

第16条 奨学生であつた者は、奨学金の返還完了前に、奨学金借用証書に記載した事項に異動があつたときは、連帯保証人と連署した異動届を、速やかに教育委員会に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人に異動があつた ときは、当該連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

2 省略

（奨学金の返還猶予の手續）

第18条 条例第10条の規定により奨学金の返還猶予を受けようとする者は、連帯保証人と連署した奨学金返還猶予願（第10号様式）に、その事由を証明することのできる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（奨学金返還免除の手續）

第20条 条例第11条又は附則第2項の規定により奨学金の返還免除を受けようとする者は、連帯保証人と連署した奨学金返還免除願

(第12号様式)に、その事由を証明することのできる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

第3号様式(第6条関係) 進学届兼確認書

省略

学校長 氏名

省略

本人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

保護者又は住所

保護者であつた者 氏名

(注)1~3 省略

4 本人、連帯保証人及び保護者又は保護者であつた者の欄にあつては、それぞれ該当する者(保護者又は保護者であつた者が複数の場合は、その代表)が自署すること。ただし、連帯保証人と保護者又は保護者であつた者が同一である場合は、保護者又は保護者であつた者の欄の記入を省略することができる。

5 省略

6 省略

第4号様式(第9条関係) 誓約書

省略

年月日

貸与月額 円 ただし、貸与期間中に月額の変更があつた場合は、当該変更の開始月以降は変更後の月額とします。

貸与の始期 年月日から

貸与の終期 在学する学校の正規の修業期間までとします。ただし、それ以前に貸与を停止された場合は、その月までとします。

決定番号

在学学校名(科)

本人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

本人との続柄

保護者又は住所

保護者であつた者 氏名

省略

(注)1 本人、連帯保証人及び保護者又は保護者であつた者の欄は、それぞれ該当する者(保護者又は保護者であつた者が複数の場合は、その代表)が自署押印すること。ただし、連帯保証人と保護者又は保護者であつた者が同一である場合は、保護者又は保護者であつた者の欄の記入及び押印を省略することができる。

2 連帯保証人は、印鑑証明書を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第6号様式(第12条関係) 奨学金貸与月額変更申請書

省略

本人住所

(第12号様式)に、その事由を証明することのできる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

第3号様式(第6条関係) 進学届兼確認書

省略

学校長 氏名

省略

本人住所

氏名

保護者又は住所

保護者であつた者 氏名

(注)1~3 省略

4 省略

5 省略

第4号様式(第9条関係) 誓約書

省略

年月日

在学学校名(科)

本人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

本人との続柄

職業

省略

(注)用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第6号様式(第12条関係) 奨学金貸与月額変更申請書

省略

本人住所

氏 名	—
連帯保証人 住 所	
氏 名	—
保 護 者 住 所	
氏 名	
省略	
省略	

氏 名	㊟
連帯保証人 住 所	
氏 名	㊟
省略	
省略	

- (注) 1 本人及び連帯保証人の欄は、それぞれ該当する者が自署すること。
- 2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。ただし、連帯保証人と保護者が同一である場合は、当該欄の記入を省略することができる。
- 3 貸与区分の欄は、該当する文字を で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

- (注) 1 貸与区分の欄は、該当する文字を で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第7号様式(第14条関係) 奨学生辞退届

第7号様式(第14条関係) 奨学生辞退届

省略

在学学校名(科)	
本 人 住 所	
氏 名	—
保 護 者 住 所	
氏 名	—

省略

省略

学校名(科)	
本 人 住 所	
氏 名	㊟
連帯保証人 住 所	
氏 名	㊟

省略

- (注) 1 本人の欄は自署すること。
- 2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

- (注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第8号様式(第15条関係) 奨学金借用証書

第8号様式(第15条関係) 奨学金借用証書

省略

本 人 住 所	
氏 名	㊟
連帯保証人 住 所	
氏 名	㊟
保 護 者 住 所	
氏 名	㊟

省略

省略

本 人 住 所	
氏 名	㊟
連帯保証人 住 所	
氏 名	㊟

省略

- (注) 1 本人及び連帯保証人の欄は、それぞれ該当する者が自署押印すること。
- 2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署押印すること。ただし、連帯保証人と保護者が同一である場合は、当該欄の記入及び押印を省略することができる。
- 3 連帯保証人は、印鑑証明書を添付すること。

- (注) 連帯保証人は、印鑑証明書を添付すること。

第10号様式(第18条関係) 奨学金返還猶予願

第10号様式(第18条関係) 奨学金返還猶予願

省略

奨学生であつたときの 学校名(科)	
本 人 住 所	
氏 名	—
(電話番号)	
保 護 者 住 所	

省略

在学又は出身学 校名(科)	
本 人 住 所	
氏 名	㊟
連帯保証人 住 所	

氏 名 _____
(電話番号 _____)

省略

(注) 1 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第11号様式(第19条関係) 死亡届

省略

- 1 省略
- 2 在学した学校名又は
奨学生であつたときの学校名(_____ 科)

3・4 省略

(注) 省略

第12号様式(第20条関係) 奨学金返還免除願

省略

本 人 住 所
氏 名 _____
(電話番号 _____)

(死亡の場合) 遺族又はこれに代わる者

住 所
本人との続柄
氏 名 _____
(電話番号 _____)

保 護 者 住 所
氏 名 _____
(電話番号 _____)

省略

- 1 省略
- 2 在学学校名又は奨学生であつたときの学校名
- 3 借 用 金 額 _____ 円
- 4 返 還 済 の 金 額 _____ 円
- 5 返 還 未 済 の 金 額 _____ 円
- 6 免 除 を 希 望 す る 金 額 _____ 円

7 省略

(注) 1 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

氏 名 _____ (印)

省略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第11号様式(第19条関係) 死亡届

省略

- 1 省略
- 2 出身又は在学した
学校名 _____ (_____ 科)

3・4 省略

(注) 省略

第12号様式(第20条関係) 奨学金返還免除願

省略

本 人 住 所
氏 名 _____ (印)

(死亡の場合) 遺族又はこれに代わる者

住 所
本人との続柄
氏 名 _____ (印)

連 帯 保 証 人 住 所
氏 名 _____ (印)

省略

- 1 省略
- 2 在学又は出身学校名
- 3 借 用 金 額 _____ 円
- 4 返 還 済 の 金 額 _____ 円
- 5 返 還 未 済 の 金 額 _____ 円
- 6 免 除 を 希 望 す る 金 額 _____ 円

7 省略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3条 愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式及び第5号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係) 愛媛県奨学生願書

(表)

区分

予約・在学・緊急

愛媛県奨学生願書

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

本人

(〒) 住所

氏名 (〒)

連帯保証人

住所

氏名

本人との続柄

ふりがな 氏名			生年 月日	年 月 日生					
在学 (卒業) 学校	立	学校 (分校)	科 ()	全日制・定時制 通信制・(単位制)	学年 ()	卒業・修業 (予定) 年月			
進学 希望校	立	高等学校(中等教育学校・高等部) 高等専門学校 専修学校(高等課程)				科			
通学形態	自宅通学・自宅外通学		貸与希望月額	円					
生計を一にする家族	ア 就学者以外	続柄	氏名	年齢	職業	給与所得者 (収入年額) 所得年額(税込)	給与所得者以外 所得年額(税込)	審査所得年額 (万円)	
		家計支持者				(万円) 万円	万円		
						(万円) 万円	万円		
	父と母双方の所得金額の合計又はこれに代わって家計を支えている者の所得金額の合計							①	
	イ 就学者(本人除く)	続柄	氏名	年齢	在学学校名	通学区分	控除額(万円)		
						自宅・自宅外	②		
						自宅・自宅外	③		
						自宅・自宅外	④		
特別控除	(1) 出願者本人分						⑥		
	(2) 多子加算						⑦		
	(3) ひとり親世帯						⑧		
	(4) 障がい者のいる世帯						⑨		
	(5) 長期療養者のいる世帯						⑩		
	(6) 主たる家計支持者が別居している世帯						⑪		
	(7) 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯						⑫		
認定欄	【(②~⑫)】 控除額計						⑬		
	【(①-⑬)】 認定所得金額						⑭		
	世帯人数()人 収入基準額								

(裏)

家庭事情及び学校生活に対する意欲	奨学金の貸与を必要とする家庭事情や学校で学びたいこと、特に意欲的に取り組んでいることを記入してください。

(本人が未成年者である場合)
 出願について、保護者として同意します。
 なお、保護者が複数の場合は、その全員の同意を得たうえで、保護者の代表として署名していることを誓約します。

保護者	住所	
	氏名	本人との続柄

(本人が成年者である場合)

保護者であつた者	住所	
	氏名	本人との続柄

- (注) 1 太線の枠内だけ記入すること。
 2 本人及び連帯保証人の欄は、それぞれ該当する者が自署すること。
 3 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。ただし、連帯保証人と保護者が同一である場合は、当該欄の記入を省略することができる。
 4 本人が成年者である場合は、保護者であつた者の欄に保護者であつた者が自署すること。ただし、連帯保証人と保護者であつた者が同一である場合は、当該欄の記入を省略することができる。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第2号様式(第4条関係) 愛媛県奨学生推薦調書

区 分	予約・在学・緊急
-----	----------

愛媛県奨学生推薦調書

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

学校名

学校長 氏名

下記の者は、愛媛県奨学資金貸与条例の規定による奨学生として適当と認め推薦します。

ふりがな 氏 名		在 学 (卒 業) 学 校	立 科	学校 (分校) 年 (年度第1学年入学)
生年月日	年 月 日生		全日制・定時制 通信制・(単位制)	

1 次の事項についていずれかに☑を付けてください。				2 欠席の状況	
	良い	標準	悪い		欠席日数/出席すべき日数
学 習 活 動	学習に対する意欲	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> ない、 少ない	第1学年 / 日
	学習に対する態度	<input type="checkbox"/> 良い	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 良くない	第2学年 / 日
	成業の見込み	<input type="checkbox"/> 確実	<input type="checkbox"/> 心配は ない	<input type="checkbox"/> 心配が ある	第3学年 / 日
行 動	生活習慣	<input type="checkbox"/> 良い	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 良くない	当年度 算定日 月 日現在
	行動全般	<input type="checkbox"/> 良い	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 問題が ある	成績評定に欠席や欠課の影響がある場合、 下欄に詳細を記入してください。

3 学習成績			人物総合判定		
学習成績の評定平均値	評定平均4.0 以上の教科数	A	B	C	
<input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高等学校		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

4 学校内外の活動	活動歴	活動意志		活動内容	活動期間 又は回数
	有 無	有 無	有 無		
ホームルーム、生徒会役員としての活動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年間(回)
部 活 動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年間(回)
学校外活動(子ども会リーダー、ボランティア等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年間(回)

5 単位制課程における履修状況 ※ 定時制・通信制(学年制でないもの)の場合に記入して下さい。

前年度までの修得単位数	単位	当年度の履修単位数	単位
-------------	----	-----------	----

推 薦 所 見	所見記入者氏名	
	
	
	
	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第5号様式(第11条、第16条関係) 異動届

第5号様式(その1) 休学・長期欠席・退学・復学・停学用

異 動 届

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

決 定 番 号

本 人 住 所

氏 名

保 護 者 住 所

氏 名

下記のとおり学籍の異動を届け出ます。

異動年月日	年 月 日
届出事項	休学 ・ 長期欠席 ・ 退学 ・ 復学 ・ 停学
期 間 (休学・長期欠席・ 停学の場合のみ記 入)	年 月 日 から 年 月 日
事 由	
学校長の証明	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 学校名 校長氏名

- (注) 1 本人の欄は、自署すること。
 2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。
 3 届出事項の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第5号様式(その2) 転学(転科)用

異 動 届

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

決定番号

本人住所

氏名

保護者住所

氏名

下記のとおり転学(転科)を届け出ます。

転学(転科)元	学校名	
	学科	
転学(転科)先	学校名	
	学科	
転学(転科)年月日	年 月 日	
事由		
転学後の貸与	希望する ・ 希望しない	
	貸与の継続を希望する場合で、学校及び通学形態の区分が変更(例:公立 自宅通学から私立 自宅外通学)になる場合は奨学金貸与月額変更申請書(第6号様式)を提出してください。 貸与の継続を希望しない場合は、奨学生辞退届(第7号様式)を提出してください。	
学校長(転学先)の証明	上記のとおり相違ありません。	
	年 月 日	
	学校名	
	校長氏名	

- (注) 1 本人の欄は、自署すること。
 2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。
 3 転学後の貸与の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第5号様式(その3) 住所・氏名変更用

異 動 届

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

決定番号

在学学校名又は

奨学生であったときの学校名(科)

本人住所

氏名

(電話番号)

保護者住所

氏名

(電話番号)

下記のとおり住所・氏名の変更を届け出ます。

本人	変更前	住所	(〒)
		ふりがな 氏名	
	変更後	住所	(〒)
		ふりがな 氏名	
連帯保証人	変更前	住所	(〒)
		ふりがな 氏名	
	変更後	住所	(〒)
		ふりがな 氏名	
あつた者 保護者又は保護者で	変更前	住所	(〒)
		ふりがな 氏名	
	変更後	住所	(〒)
		ふりがな 氏名	
異動年月日		年 月 日	

(注) 1 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第5号様式(その4) 連帯保証人変更用

異 動 届

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

決定番号

在学学校名又は

奨学生であったときの学校名 (科)

本人住所

氏名

(電話番号

)

保護者住所

氏名

(電話番号

)

下記のとおり連帯保証人の変更を届け出ます。

旧連帯保証人	住所	(〒)	
	氏名	本人との続柄 ()	
新連帯保証人	住所	(〒)	
	氏名	本人との続柄 ()	印
異動年月日	年 月 日		
変更の理由			

- (注) 1 本人の欄は、自署すること。
 2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。
 3 新連帯保証人の欄は、自署押印すること。
 4 新連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部改正)

第4条 愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(奨励生の申請手続)</p> <p>第2条 奨励生になろうとする者は、<u>連帯保証人(県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年者であつて、保証能力を有する者。ただし、教育委員会がやむを得ないと認める場合にあつては、県内に居住することを要しない。以下同じ。)</u>と連署した愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添え、在学する高等学校の長(以下「学校長」という。)を経て教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p>第4条 前条の規定により通知を受けた者は、その通知を受けた日から30日以内に、連帯保証人と連署押印した誓約書(様式第3号)に当該連帯保証人の印鑑証明書を添えて、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項</u> に規定する期日までに、誓約書を提出しないときは、決定を取り消すことができる。</p> <p>(奨励生の異動届出)</p> <p>第5条 奨励生は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、<u>異動届(様式第4号)</u>を、速やかに学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p><u>2 前項第7号の場合において、連帯保証人を変更しようとするときは、当該連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。</u></p> <p>(奨励生の辞退)</p> <p>第7条 奨励生は、修学奨励資金の貸与を辞退しようとするときは、<u>奨励生辞退届(様式第5号)</u>を、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(借用証書の提出)</p> <p>第9条 条例第8条の規定により修学奨励資金を返還しなければならない者が奨励生でなくなつたときは、貸与を受けた修学奨励資金の全額について、連帯保証人と連署押印した修学奨励資金借用証書(様式第6号)及び修学奨励資金返還明細書(様式第7号)に当該連帯保証人の印鑑証明書を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(奨励生であつた者の異動届出)</p> <p>第10条 奨励生であつた者は、修学奨励資金返還完了前に、修学奨励資金借用証書に記載した事項に異動があつたときは、<u>異動届</u>を、速やかに教育委員会に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人を変更しようとするときは、当該連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。</p> <p>様式第1号(第2条関係) 愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与申請書</p>	<p>(奨励生の申請手続)</p> <p>第2条 奨励生になろうとする者は、<u>_____</u></p> <p>_____</p> <p>_____ 愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添え、在学する高等学校の長(以下「学校長」という。)を経て教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p>第4条 前条の規定により通知を受けた者は、その通知を受けた日から30日以内に、連帯保証人と連署した<u>_____</u>誓約書(様式第3号)を<u>_____</u>、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の連帯保証人は、県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年者であつて、保証能力を有する者でなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認める場合は、県内に居住することを要しない。</u></p> <p><u>3 第1項</u>に規定する期日までに、誓約書を提出しないときは、決定を取り消すことができる。</p> <p>(奨励生の異動届出)</p> <p>第5条 奨励生は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、<u>連帯保証人と連署した異動届(様式第4号)</u>を、速やかに学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(奨励生の辞退)</p> <p>第7条 奨励生は、修学奨励資金の貸与を辞退しようとするときは、<u>連帯保証人と連署した奨励生辞退届(様式第5号)</u>を、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(借用証書の提出)</p> <p>第9条 条例第8条の規定により修学奨励資金を返還しなければならない者が奨励生でなくなつたときは、貸与を受けた修学奨励資金の全額について、連帯保証人と連署した<u>_____</u>修学奨励資金借用証書(様式第6号)及び修学奨励資金返還明細書(様式第7号)に当該連帯保証人の印鑑証明書を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(奨励生であつた者の異動届出)</p> <p>第10条 奨励生であつた者は、修学奨励資金返還完了前に、修学奨励資金借用証書に記載した事項に異動があつたときは、<u>連帯保証人と連署した異動届</u>を、速やかに教育委員会に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人に異動があつた<u>_____</u>ときは、当該連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。</p> <p>様式第1号(第2条関係) 愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与申請書</p>

省略

本人氏名 _____
 連帯保証人住所 _____
 本人との続柄 _____
 氏名 _____
 保護者住所 _____
 本人との続柄 _____
 氏名(法人にあつては、
 名称及び代表者の氏名) _____

省略

申請者	省略	
	氏名____及び 生年月日	_____ 年 月 日生
	省略	
省略		

注 1 本人及び連帯保証人の欄は、それぞれ該当する者が自署すること。

2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。ただし、連帯保証人と保護者が同一である場合は、当該欄の記入を省略することができる。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2号(第2条関係) 推薦書

省略

学校長
氏名 _____

省略

省略

注 省略

様式第3号(第4条関係) 誓約書

省略

年 月 日

貸与月額 _____円

貸与の始期 _____年 月分から

貸与の終期 貸与を受けた月数を通算して4年以内とします。

ただし、それ以前に貸与を停止された場合は、その月までとします。

決定番号 _____

在学学校名(_____科)

省略

保護者住所 _____
氏名 _____

省略

(注) 1 本人及び連帯保証人の欄は、それぞれ該当する者が自署押印すること。

2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署押印すること。ただし、連帯保証人と保護者が同一である場合は、当該欄の記入及び押印を省略することができる。

3 連帯保証人は、印鑑証明書を添付すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

省略

本人氏名 _____

(未成年者の場合は)

保護者住所 _____
 本人との続柄 _____
 氏名(法人にあつては、
 名称及び代表者の氏名) _____

省略

申請者	省略	
	氏名、性別及び 生年月日	_____ 年 月 日生 (男・女)
	省略	
省略		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2号(第2条関係)

省略

学校長
氏名 _____

省略

省略

注 省略

様式第3号(第4条関係) 誓約書

省略

年 月 日

学校名 _____

省略

職業 _____

省略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5号(第7条関係) 奨励生辞退届

省略

在学学校名

本人住所

氏名

保護者住所

氏名

省略

1・2 省略

3 貸与金額 円

4 省略

(注)1 本人の欄は、自署すること。

2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6号(第9条関係) 修学奨励資金借用証書

省略

連帯保証人住所

氏名

保護者住所

氏名

省略

(注)1 本人及び連帯保証人の欄は、それぞれ該当する者が自署押印すること。

2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署押印すること。ただし、連帯保証人と保護者が同一である場合は、当該欄の記入及び押印を省略することができる。

3 連帯保証人は、印鑑証明書を添付すること。

様式第8号(第11条関係) 修学奨励資金返還免除申請書

省略

本人住所

氏名

(電話番号)

(死亡の場合)遺族又はこれに代わる者

住所

本人との続柄

氏名

(電話番号)

保護者住所

氏名

(電話番号)

省略

1 省略

2 在学学校名又は奨励生であつたときの学校名

3 貸与金額 円

4 返還済の金額 円

5 返還希望の金額 円

6 省略

(注)1 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9号(第11条関係) 修学奨励資金返還猶予申請書

様式第5号(第7条関係) 奨励生辞退届

省略

学校名

本人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

省略

1・2 省略

3 貸与金額

4 省略

(注)用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6号(第9条関係) 修学奨励資金借用証書

省略

連帯保証人住所

氏名

省略

(注)連帯保証人は、印鑑証明書を添付すること。

様式第8号(第11条関係) 修学奨励資金返還免除申請書

省略

本人住所

氏名

(死亡の場合)遺族又はこれに代わる者

住所

本人との続柄

氏名

連帯保証人住所

氏名

省略

1 省略

2 在学又は出身学校名

3 貸与金額

4 返還済の金額

5 返還希望の金額

6 省略

(注)用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9号(第11条関係) 修学奨励資金返還猶予申請書

印

印

印

印

印

印

印

印

<p>省略</p> <p style="text-align: center;">本人住所 氏 名 _____ (電話番号 _____)</p> <p style="text-align: center;">保護者住所 氏 名 _____ (電話番号 _____)</p> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>奨励生であつたときの学校名</u></p> <p>3 <u>返還未済の額</u> _____ 円</p> <p>4 ~ 6 省略</p> <p>(注) 1 <u>本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が記入すること。</u></p> <p>2 <u>用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。</u></p>	<p>省略</p> <p style="text-align: center;">本人住所 氏 名 _____ ㊟</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人住所 氏 名 _____ ㊟</p> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>在学又は出身学校名</u></p> <p>3 <u>返還未済の額</u></p> <p>4 ~ 6 省略</p> <p>(注) <u>用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。</u></p>
--	---

第5条 愛媛県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を次のように改正する。
様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第5条、第10条関係) 異動届

様式第4号(その1) 連帯保証人変更以外の場合

異 動 届

年 月 日

愛媛県教育委員会様

決定番号

在学学校名又は

奨励生であったときの学校名(科)

本人住所

氏名

(電話番号

)

保護者住所

氏名

(電話番号

)

下記のとおり異動したからお届けします。

記

異 動 内 容	
異 動 年 月 日	年 月 日

- (注) 1 本人の欄は、自署すること。
- 2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4号(その2) 連帯保証人変更の場合

異 動 届

年 月 日

愛媛県教育委員会様

決定番号
 在学学校名又は
 奨励生であったときの学校名(科)
 本人住所
 氏名
 (電話番号)
 保護者住所
 氏名
 (電話番号)

下記のとおり連帯保証人の変更を届け出ます。

旧連帯保証人	住所	(〒)
	氏名	本人との続柄 ()
新連帯保証人	住所	(〒)
	氏名	本人との続柄 () 印
異動年月日	年 月 日	
変更の理由		

- (注) 1 本人の欄は、自署すること。
 2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。
 3 新連帯保証人の欄は、自署押印すること。
 4 新連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出された書類とみなす。
- この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。



○愛媛県教育委員会規則第3号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

第1条 博物館の登録に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(登録)	(登録)
第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）（以下「法」という。） <u>第11条の規定による登録を受けようとするものは、様式第1号による登録申請書を愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</u>	第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）（以下「法」という。） <u>第10条の規定による登録を受けようとするものは、様式第1号による登録申請書を愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</u>
(登録の審査)	(登録の審査)
第2条 教育委員会は、 <u>前条の規定による登録の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査により、その内容を審査しなければならない。</u>	第2条 教育委員会は <u>法第12条に規定する登録要件の審査に当たり</u> <u>実地調査及び学識経験者の意見を徴する等、審査の適正を期さなければならない。</u>
(登録原簿)	(登録原簿)
第3条 教育委員会は、登録をした <u>ときは遅滞なく様式第2号による博物館登録原簿に記載しなければならない。</u>	第3条 教育委員会は、登録を許可したときは遅滞なく様式第2号による <u>博物館登録簿</u> に記載しなければならない。
(記載事項の変更)	(記載事項の変更)
第4条 登録申請書の記載事項を変更するときは、あらかじめ <u>様式第3号により教育委員会に届け出なければならない。</u>	第4条 登録申請書の記載事項について変更があつたときは、 <u>直ちに様式第3号により教育委員会に届け出なければならない。但し、博物館資料の軽微な変更については、毎年9月末日及び3月末日までに届け出るものとする。</u>
(運営状況の定期報告)	
第5条 博物館の設置者は、当該博物館の運営状況について、 <u>毎事業年度終了後3月以内に、様式第4号により教育委員会に報告しなければならない。</u>	
(博物館の廃止)	(博物館の廃止)
第6条 博物館を廃止したときは、その理由の生じた日から20日以内に <u>様式第5号</u> によつて教育委員会に届け出なければならない。	第5条 博物館を廃止した時 <u>は</u> 、その理由の生じた日から20日以内に <u>様式第4号</u> によつて教育委員会に届け出なければならない。
(公表)	(告示)
第7条 教育委員会は、次に掲げる事項については、 <u>インターネットを利用して公表しなければならない。</u>	第6条 教育委員会は、次に掲げる事項については、 <u>その都度公示</u> しなければならない。
<ol style="list-style-type: none"> <u>法第11条の規定による登録をしたとき</u> <u>法第15条第2項の規定による変更登録をしたとき</u> <u>法第19条第1項の規定による登録の取消しをしたとき</u> <u>法第20条第2項の規定による登録を抹消したとき</u> 	<ol style="list-style-type: none"> <u>法第10条の規定による登録をしたとき</u> <u>法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき</u> <u>法第14条第1項の規定による登録の取消し</u>をしたとき <u>法第15条第2項の規定による登録を抹消したとき</u>
様式第1号 （第1条関係） <u>博物館登録申請書</u> 省略	様式第1号 省略

(番号)

省略

設置者代表職氏名

次のとおり登録を受けたいので、博物館法第12条の規定により、申請します。

設置者の名称 及び住所	
省略	

様式第2号(第3条関係) 博物館登録原簿

省略

省略	
設置者の名称 及び住所	
省略	

様式第3号(第4条関係) 博物館登録申請事項変更届

博物館登録申請事項変更届

省略

設置者代表職氏名

次のとおり変更するので、博物館法第15条第1項の規定により、お届けします。

省略	
----	--

様式第5号(第6条関係) 博物館廃止届

省略

省略

設置者代表職氏名

次のとおり廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により、お届けします。

設置者の名称 及び住所	
省略	

省略

設置者代表職氏名

次のとおり登録を受けたいので、博物館法第11条の規定により、申請します。

設置者の名称 および住所	
省略	

様式第2号

省略

省略	
設置者の名称 および住所	
省略	

様式第3号

博物館登録申請 変更届

(番号)

省略

設置者代表職氏名

次のとおり変更したので、博物館法第13条第1項の規定により、お届けします。

省略	
----	--

様式第4号

省略

(番号)

省略

設置者代表職氏名

次のとおり廃止したので、博物館法第15条第1項の規定により、お届けします。

設置者の名称 および住所	
省略	

第2条 博物館の登録に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第5条関係) 博物館運営状況報告書

博物館運営状況報告書

年 月 日

愛媛県教育委員会様

設置者代表職氏名

博物館法第16条の規定により、次の博物館の運営状況について別添のとおり報告します。

設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に発生した事項につき博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）による改正前の博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第1項又は第15条第1項の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

○愛媛県教育委員会規則第4号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

第1条 技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（年次有給休暇）</p> <p>第5条 職員には、1年を通じて20日（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項 <u>若しくは第2項の規定により採用された職員</u> <u>（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>並びに育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）（以下「短時間勤務職員」と総称する。）にあつては、別に定める日数）以内の年次有給休暇（この条において「年次休暇」という。）を与える。</p> <p>2～4 省略</p> <p>（部分休業）</p> <p>第10条の3 職員は、所属長の承認を得て、次に掲げる部分休業をすることができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）から10年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）</p> <p>2 省略</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第11条 職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の内容に従い19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかで所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては15時間30分か</p>	<p>（年次有給休暇）</p> <p>第5条 職員には、1年を通じて20日（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）並びに育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）（以下「短時間勤務職員」と総称する。）にあつては、別に定める日数）以内の年次有給休暇（この条において「年次休暇」という。）を与える。</p> <p>2～4 省略</p> <p>（部分休業）</p> <p>第10条の3 職員は、所属長の承認を得て、次に掲げる部分休業をすることができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）から5年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）</p> <p>2 省略</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第11条 職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の内容に従い19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかで所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては15時間30分か</p>

ら31時間までの範囲内で所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間。以下同じ。)とする。

2 日曜日及び土曜日(育児短時間勤務職員等にあつては必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める日)は、週休日とし、前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間(短時間勤務職員にあつては、1週間ごとの期間)において、県立学校に勤務する職員にあつては所属長が1日につき7時間45分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い、職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては7時間45分の範囲内で職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間)となるように、その他の職員にあつては午前8時30分から午後5時15分まで(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い、職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間)に割り振る。

3・4 省略

5 前項の規定による勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日その他別に定める日(以下「休日等」という。)については、7時間45分(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、これらの職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における第2項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第9項第2号において同じ。)とすること。

(2)・(3) 省略

6 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る第4項の規定による勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、前項第1号本文及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。

7~14 省略

ら31時間までの範囲内で所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間。以下同じ。)とする。

2 日曜日及び土曜日(育児短時間勤務職員等にあつては必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める日)は、週休日とし、前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間(短時間勤務職員にあつては、1週間ごとの期間)において、県立学校に勤務する職員にあつては所属長が1日につき7時間45分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い、職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては7時間45分の範囲内で職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間)となるように、その他の職員にあつては午前8時30分から午後5時15分まで(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い、職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間)に割り振る。

3・4 省略

5 前項の規定による勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日その他別に定める日(以下「休日等」という。)については、7時間45分(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、これらの職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における第2項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第9項第2号において同じ。)とすること。

(2)・(3) 省略

6 再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る第4項の規定による勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、前項第1号本文及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。

7~14 省略

(愛媛県立学校教職員設置規則の一部改正)

第2条 愛媛県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 省略</p> <p>2 前項のほか必要があるときは、次の教職員を置く。 指導教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員、寄宿舎指導員、学校栄養職員、技術主任、技術員、技能主任、技能員、主任業務員及び業務員</p> <p>第3条 校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務</p>	<p>第1条 省略</p> <p>2 前項のほか必要があるときは、次の教職員を置く。 養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員、寄宿舎指導員、学校栄養職員、技術主任、技術員、技能主任、技能員、主任業務員及び業務員</p> <p>第3条 校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務</p>

職員、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員及び寄宿舎指導員は、それぞれ学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条、第70条第1項及び第82条において準用する同法第37条第4項、第7項、第8項及び第10項から第17項までに規定する職務並びに同法第60条第4項及び第6項並びに同法第79条第2項に規定する職務に従事する。

2～5 省略

第4条 省略

2 教務主任及び学年主任は、その学校の指導教諭又は教諭をもつて充てる。

3 省略

第5条 省略

2 保健主事は、その学校の指導教諭、教諭又は養護教諭をもつて充てる。

3 省略

第6条 省略

2 生徒指導主事は、その学校の指導教諭又は教諭をもつて充てる。

3 省略

第7条 省略

2 進路指導主事は、その学校の指導教諭又は教諭をもつて充てる。

3 省略

第8条 省略

2 学科主任及び農場長は、その学校の指導教諭又は教諭をもつて充てる。

3 省略

第9条 省略

2 寮務主任及び舎監は、その学校の指導教諭又は教諭をもつて充てる。

3 省略

第10条 省略

2 各部の主事は、その部に属する指導教諭又は教諭をもつて充てる。

3 省略

第10条の2 省略

2 司書教諭は、その学校の指導教諭又は教諭をもつて充てる。

3 省略

第11条 省略

2 総務主任は、その学校の指導教諭又は教諭をもつて充てる。

3 省略

第12条 省略

2 研修主任は、その学校の指導教諭又は教諭をもつて充てる。

3 省略

第13条 省略

2 人権・同和教育推進主任は、その学校の指導教諭又は教諭をもつて充てる。

3 省略

職員、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員及び寄宿舎指導員は、それぞれ学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条、第70条____及び第82条において準用する同法第37条第4項、第7項、第8項及び第11項から第17項までに規定する職務並びに同法第60条第4項及び第6項並びに同法第79条第2項に規定する職務に従事する。

2～5 省略

第4条 省略

2 教務主任及び学年主任は、その学校の_____教諭をもつて充てる。

3 省略

第5条 省略

2 保健主事は、その学校の_____教諭又は養護教諭をもつて充てる。

3 省略

第6条 省略

2 生徒指導主事は、その学校の_____教諭をもつて充てる。

3 省略

第7条 省略

2 進路指導主事は、その学校の_____教諭をもつて充てる。

3 省略

第8条 省略

2 学科主任及び農場長は、その学校の_____教諭をもつて充てる。

3 省略

第9条 省略

2 寮務主任及び舎監は、その学校の_____教諭をもつて充てる。

3 省略

第10条 省略

2 各部の主事は、その部に属する_____教諭をもつて充てる。

3 省略

第10条の2 省略

2 司書教諭は、その学校の_____教諭をもつて充てる。

3 省略

第11条 省略

2 総務主任は、その学校の_____教諭をもつて充てる。

3 省略

第12条 省略

2 研修主任は、その学校の_____教諭をもつて充てる。

3 省略

第13条 省略

2 人権・同和教育推進主任は、その学校の_____教諭をもつて充てる。

3 省略

（職員の旅費支給等に関する規則の一部改正）

第3条 職員の旅費支給等に関する規則（昭和32年愛媛県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正後

(職務の級)

(職務の級)

第2条 条例第2条第2項に規定する「これに相当する職務」を定める場合には、次の基準によるものとする。

第2条 条例第2条第2項に規定する「これに相当する職務」を定める場合には、次の基準によるものとする。

(1) 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第4条に規定する給料表及び職員給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条第1項第4号口に規定する給料表の適用を受ける者の同項第1号に規定する給料表(以下「行政職給料表」という。)に相当する職務の級は、次の表に掲げるとおりとする。

(1) 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第4条に規定する給料表並びに職員給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条第1項第3号及び第4号口に規定する給料表の適用を受ける者の同項第1号に規定する給料表(以下「行政職給料表」という。)に相当する職務の級は、次の表に掲げるとおりとする。

行政職給料表の職務の級	中学校・小学校教育職員給料表の職務の級	高等学校等教育職員給料表の職務の級	医療職給料表(二)の職務の級
8級		3級45号給以上及び定年前再任用短時間勤務教育職員4級	
7級			
6級	3級53号給以上及び定年前再任用短時間勤務教育職員4級	3級1号給から44号給まで及び定年前再任用短時間勤務教育職員3級	省略
5級	3級1号給から52号給まで及び定年前再任用短時間勤務教育職員3級	省略	
4級			
3級	特2級24号給以上及び2級65号給以上	特2級24号給以上及び2級53号給以上	省略 省略
2級	特2級1号給から23号給まで、2級49号給から64号給まで並びに定年前再任用短時間勤務教育職員特2級及び2級	特2級1号給から23号給まで、2級37号給から52号給まで並びに定年前再任用短時間勤務教育職員特2級及び2級	省略
1級	2級1号給から48号給まで、1級及び定年前再任用短時間勤務教育職員1級	2級1号給から36号給まで、1級及び定年前再任用短時間勤務教育職員1級	省略

行政職給料表の職務の級	中学校・小学校教育職員給料表の職務の級	高等学校等教育職員給料表の職務の級	医療職給料表(二)の職務の級
8級		3級45号給以上及び再任用教育職員4級	
7級			
6級	3級53号給以上及び再任用教育職員4級	3級1号給から44号給まで及び再任用教育職員3級	省略
5級	3級1号給から52号給まで及び再任用教育職員3級	省略	
4級			
3級	特2級25号給以上及び2級65号給以上	特2級25号給以上及び2級53号給以上	省略 省略
2級	特2級1号給から24号給まで、2級49号給から64号給まで並びに再任用教育職員特2級及び2級	特2級1号給から24号給まで、2級37号給から52号給まで及び再任用教育職員2級	省略
1級	2級1号給から48号給まで、1級及び再任用教育職員1級	2級1号給から36号給まで、1級及び再任用教育職員1級	省略

備考 この表において、「定年前再任用短時間勤務教育職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員をいう。

備考 この表において、「定再任用教育職員」又は「再任用職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員又は職員をいう。

(2) 省略

(2) 省略

(旅費の調整)

第7条 条例第39条第2項の規定により調整する旅費額は、市町立学校の教職員が新在勤庁所在地到着後直ちに公設の宿舎を利用できる場合に、条例別表第1の日当定額の3日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域区分に応じた宿泊料定額の3夜分に相当する額とする。

(旅費の調整)

第7条 条例第39条第2項の規定により調整する旅費の支給条件及び支給方法は、次のとおり

とする。

- (1) 条例附則第4項の規定に該当して赴任した場合に支給する旅費額は、行程において在勤庁に最も近接する公署(へき地所在公署に指定されている公署を除く。以下この条において同じ。)から在勤庁までの行程(住所又は居所から在勤庁までの行程が行程において最も近接する公署から在勤庁までの行程に満たないときは、住所又は居所から在勤庁までの行程)に応じた条例別表第1の移転料定額(扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額)に同表の日当定額の1日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の1夜分に相当する額を加えた額とする。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 市町立学校の教職員が新在勤庁所在地到着後直ちに公設の宿舎を利用できる場合には、別表第1の日当定額の3日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域区分に応じた宿泊料定額の3夜分に相当する額とする。

(指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正)

第4条 指導力不足等教員の取扱いに関する規則(平成15年愛媛県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(免職及び採用又は転任)</p> <p>第12条 県教育委員会は、前条第1項第3号に該当すると認定された指導力不足等教員について、地公法第28条第1項の規定による免職のほか、次の各号に掲げる教員にあっては、それぞれ当該各号に定める措置を執ることができる。</p> <p>(1) 市町の設置する学校に勤務する教員(地公法第22条の2第1項の規定により採用された者(以下「会計年度任用職員」という。)) 及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された者(以下「任期付職員」という。))を除く。) 地教行法第47条の2第1項の規定により免職し、引き続いて県教育委員会が任命権を有する常時勤務を要する職(指導主事並びに校長及び教員の職を除く。以下「県教育委員会の職」という。))に採用すること。</p> <p>(2) 県立学校に勤務する教員(会計年度任用職員及び任期付職員を除く。) 県教育委員会の職に転任させること。</p>	<p>(免職及び採用又は転任)</p> <p>第12条 県教育委員会は、前条第1項第3号に該当すると認定された指導力不足等教員について、地公法第28条第1項の規定による免職のほか、次の各号に掲げる教員にあっては、それぞれ当該各号に定める措置を執ることができる。</p> <p>(1) 市町の設置する学校に勤務する教員(地公法第22条の2第1項の規定により採用された者(以下「会計年度任用職員」という。))、同法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。))及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された者(以下「任期付職員」という。))を除く。) 地教行法第47条の2第1項の規定により免職し、引き続いて県教育委員会が任命権を有する常時勤務を要する職(指導主事並びに校長及び教員の職を除く。以下「県教育委員会の職」という。))に採用すること。</p> <p>(2) 県立学校に勤務する教員(会計年度任用職員、再任用職員及び任期付職員を除く。) 県教育委員会の職に転任させること。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)附則第5項から第12項までの

規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)に対する技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第4条の規定の適用については、同条中「第4条の4まで」とあるのは、「第4条の4まで並びに職員の採用及び昇任に関する規則等の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則6-214)附則第22項及び第23項」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。)に対する技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第4条及び第5条第4項の規定の適用については、同規則第4条中「第4条の4まで」とあるのは「第4条の4まで並びに職員の採用及び昇任に関する規則等の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則6-214。以下「改正規則」という。)附則第24項」と、同規則第5条第4項中「第9条」とあるのは「第9条及び改正規則附則第24項」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員(職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。)とみなして、第1条の規定による改正後の技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(以下「新規則」という。)第5条第1項、第11条第1項、第2項、第5項第1号及び第6項の規定を適用する。
(技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則における部分休業に関する経過措置)
- 5 この規則の施行の日から令和13年3月31日までの間における新規則第10条の3第1項第3号の規定の適用については、同号中「10年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	7年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	8年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	9年

(職員の旅費支給等に関する規則における暫定再任用教育職員に関する経過措置)

- 6 暫定再任用教育職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)附則第5項から第12項までの規定により採用された教育職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務教育職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員をいう。)とみなして、第3条の規定による改正後の職員の旅費支給等に関する規則第2条(第1号に係る部分に限る。)の規定を適用する。
(指導力不足等教員の取扱いに関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
- 7 この規則の施行の日から令和14年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の指導力不足等教員の取扱いに関する規則第12条の規定の適用については、同条第1号中「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された者(以下「任期付職員」という。)」とあるのは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された者(以下「任期付職員」という。)及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)附則第5項、第6項、第9項又は第10項の規定により採用された者(以下「暫定再任用職員」という。)」と、同条第2号中「及び任期付職員」とあるのは、「任期付職員及び暫定再任用職員」とする。

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県教育委員会
教育長 田所 竜二

愛媛県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。)第6条の規定に基づき、愛媛県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識経験を有する者
- (2) その他愛媛県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

_____及び中等教育学校並びに併設型中
学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件によ
らなければならない。
(特別支援学校)

第3条 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するもの
を除くほか、特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月文部科
学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領
(平成29年4月文部科学省告示第73号)及び特別支援学校高等部
学習指導要領(平成31年2月文部科学省告示第14号) _____

_____によらなければならない。

2 省略

並びに現行高等学校学習指導要領及び平成31年4月1日から新高
等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校
学習指導要領の特例を定める件の規定により適用する新高等学校
学習指導要領の特例を定める件及び中等教育学校並びに併設型中
学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件によ
らなければならない。
(特別支援学校)

第3条 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するもの
を除くほか、特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月文部科
学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領
(平成29年4月文部科学省告示第73号)、特別支援学校高等部
学習指導要領(平成31年2月文部科学省告示第14号)及び令和2
年度から令和4年度までの間における特別支援学校小学部・中学
部学習指導要領及び平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
の間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を
定める件並びに特別支援学校高等部学習指導要領及び平成31年4
月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまで
の間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定め
る件の特例を定める件(令和2年8月文部科学省告示第105号)
によらなければならない。

2 省略

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則1-12

人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(愛媛県人事委員会規則1-4)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年愛媛県規則第5号)(第8条を除く。)の規定の例による。	人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>知事</u> が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成14年愛媛県規則第1号) _____ の規定の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則3-30

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則(愛媛県人事委員会規則3-1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局長の専決)</p> <p>第9条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u>。</p> <p>(7) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(8) <u>行政機関等匿名加工情報の提供等に関すること。</u></p> <p>(9) 省略</p>	<p>(事務局長の専決)</p> <p>第9条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(7) 省略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1250

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県警察に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第20条第1項第6号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) <u>天皇若しくは皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛又は内閣総理大臣、国賓その他これに準ずると人事委員会が認める者の警護の作業は、</u> 1,150円</p> <p>(2) 前号に掲げる皇族以外の皇族の警衛 _____ の作業は、 640円</p> <p>5～24 省略</p>	<p>(県警察に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第20条第1項第6号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) <u>天皇又は</u> 皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛 _____ の作業は、 1,150円</p> <p>(2) 前号に掲げる皇族以外の皇族の警衛又は内閣総理大臣、<u>国賓その他これに準ずると人事委員会が認める者の警護の作業は、</u> 640円</p> <p>5～24 省略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1251

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第10(第3条関係) 級 別 職 務 区 分 表 1～5 省略 6 医療職給料表(三)級別職務区分表			別表第10(第3条関係) 級 別 職 務 区 分 表 1～5 省略 6 医療職給料表(三)級別職務区分表		
職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
7 級	知事の事務 部局	部付 保健所の課長	7 級	知事の事務 部局	_____ 保健所の課長
7・8 省略			7・8 省略		

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(医療職給料表(三)の適用範囲) 第5条 医療職給料表(三)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、児童相談所、身体障害者更生相談所、えひめ学園及びしげのぶ特別支援学校に勤務する職員、 <u>総務部に勤務する部付の職にある職員並びに市町へ派遣されている職員で、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師であるものに適用する。</u>	(医療職給料表(三)の適用範囲) 第5条 医療職給料表(三)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、児童相談所、身体障害者更生相談所、えひめ学園及びしげのぶ特別支援学校に勤務する職員、 <u>_____並びに市町へ派遣されている職員で、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師であるものに適用する。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成17年4月愛媛県人事委員会告示第4号)は、告示の日限り廃止する。

令和5年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程(平成8年9月愛媛県選挙管理委員会告示第25号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第1号(第2条、様式第4号関係) 少額領収書等の写しの開示請求書	様式第1号(第2条、様式第4号関係) 少額領収書等の写しの開示請求書
少額領収書等の写しの開示請求書 年 月 日 愛媛県選挙管理委員会 様	少額領収書等の写しの開示請求書 年 月 日 愛媛県選挙管理委員会 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
開示請求者
住所又は居所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）
郵便番号
電話番号
連絡先（連絡先が上記開示請求者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号）

省略

求める開示の実施の方法等	1 求める開示の実施の方法
	(1) 閲覧 (2) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕
	削除 (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕 (4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕
	省略

省略

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
開示請求者
住所又は居所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）
郵便番号
電話番号
連絡先（連絡先が上記開示請求者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号）

省略

求める開示の実施の方法等	1 求める開示の実施の方法
	(1) 閲覧 (2) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕 (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕
	(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕 (5) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕
	省略
	省略

省略

様式第4号（第2条関係） 少額領収書等の写しの開示決定通知書

その1

少額領収書等の写しの開示決定通知書（全部開示）

第 号
年 月 日

様
愛媛県選挙管理委員会 印

省略

	(1) 開示の実施の方法	(2) 手数料の計算方法	金額(円)
求めることができる開示の実施の方法並びに開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	削除	削除	
	ウ CD-R	40円+10円× 枚	
	エ DVD-R	50円+10円× 枚	
	計()		
(2) 送付に要する費用 ()			
	(3) 合計(+)		

省略

その2

少額領収書等の写しの開示決定通知書（部分開示）

第 号
年 月 日

様
愛媛県選挙管理委員会 印

様式第4号（第2条関係） 少額領収書等の写しの開示決定通知書

その1

少額領収書等の写しの開示決定通知書（全部開示）

第 号
年 月 日

様
愛媛県選挙管理委員会 印

省略

	(1) 開示の実施の方法	(2) 手数料の計算方法	金額(円)
求めることができる開示の実施の方法並びに開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	ウ FD	30円+10円× 枚	
	エ CD-R	60円+10円× 枚	
	オ DVD-R	70円+10円× 枚	
	計()		
(2) 送付に要する費用 ()			
	(3) 合計(+)		

省略

その2

少額領収書等の写しの開示決定通知書（部分開示）

第 号
年 月 日

様
愛媛県選挙管理委員会 印

省略			
	(1) 開示の実施の方法	(2) 手数料の計算方法	金額(円)
求めることができる開示の実施の方法並びに開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	削除	削除	
	ウ CD-R	40円+10円× 枚	
	エ DVD-R	50円+10円× 枚	
	計()		
	(2) 送付に要する費用 ()		
(3) 合計(+)			
省略			

様式第5号(第2条、様式第4号関係) 少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書

少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
開示申出者

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

郵便番号
電話番号

連絡先(連絡先が上記開示申出者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号)

省略			
求める開示の実施の方法等	1 求める開示の実施の方法		
	(1) 閲覧		全部 一部()
	(2) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
	削除		削除
	(3) スキャナにより読み取ってきた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
	(4) スキャナにより読み取ってきた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
省略			

	(1) 開示の実施の方法	(2) 手数料の計算方法	金額(円)
開示の実施に係る手数料	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	削除	削除	

省略			
	(1) 開示の実施の方法	(2) 手数料の計算方法	金額(円)
求めることができる開示の実施の方法並びに開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	ウ FD	30円+10円× 枚	
	エ CD-R	60円+10円× 枚	
	オ DVD-R	70円+10円× 枚	
	計()		
	(2) 送付に要する費用 ()		
(3) 合計(+)			
省略			

様式第5号(第2条、様式第4号関係) 少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書

少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
開示申出者

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

郵便番号
電話番号

連絡先(連絡先が上記開示申出者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号)

省略			
求める開示の実施の方法等	1 求める開示の実施の方法		
	(1) 閲覧		全部 一部()
	(2) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
	(3) スキャナにより読み取ってきた電磁的記録をFDに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
	(4) スキャナにより読み取ってきた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
	(5) スキャナにより読み取ってきた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
省略			

	(1) 開示の実施の方法	(2) 手数料の計算方法	金額(円)
開示の実施に係る手数料	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	ウ FD	30円+10円× 枚	

の額及び送付に要する費用	ウ CD-R	40円+10円× 枚	
	エ DVD-R	50円+10円× 枚	
	計()		
	(2) 送付に要する費用()		
	(3) 合計(+)		
省略			

様式第6号(第2条関係) 少額領収書等の写しの更に開示を受ける旨の申出書

少額領収書等の写しの更に開示を受ける旨の申出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
開示申出者

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

郵便番号
電話番号

連絡先(連絡先が上記開示申出者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号)

政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第3項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

省略			
求める開示の実施の方法等	1 求める開示の実施の方法		
	(1) 閲覧		全部 一部()
	(2) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
	削除		削除
	(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
	(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
省略			
開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	(1) 開示の実施の方法	(2) 手数料の計算方法	金額(円)
	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	削除	削除	
	ウ CD-R	40円+10円× 枚	
	エ DVD-R	50円+10円× 枚	
計()			

の額及び送付に要する費用	エ CD-R	60円+10円× 枚	
	オ DVD-R	70円+10円× 枚	
	計()		
	(2) 送付に要する費用()		
	(3) 合計(+)		
省略			

様式第6号(第2条関係) 少額領収書等の写しの更に開示を受ける旨の申出書

少額領収書等の写しの更に開示を受ける旨の申出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
開示申出者

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

郵便番号
電話番号

連絡先(連絡先が上記開示申出者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号)

政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第3項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

省略			
求める開示の実施の方法等	1 求める開示の実施の方法		
	(1) 閲覧		全部 一部()
	(2) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
	(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
	(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
	(5) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕		全部 一部()
省略			
開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	(1) 開示の実施の方法	(2) 手数料の計算方法	金額(円)
	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	ウ FD	30円+10円× 枚	
	エ CD-R	60円+10円× 枚	
	オ DVD-R	70円+10円× 枚	
計()			

(2) 送付に要する費用 ()		
(3) 合計 (+)		
省略		

様式第13号 (第7条関係) 収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書

収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書
年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
交付請求者

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
郵便番号
電話番号

省略

求める収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法	(1) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕
	削除
	(2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕
	(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕
	(4) 政治団体ごとに異なる写しの交付の方法を希望 〔「実施方法」欄に希望する写しの交付の方法(1)~(4)及びア又はイ)を記入してください。〕

交付手数料等	1 交付手数料		
	交付の方法	計算方法等	金額(円)
	(1) 紙	10円× 枚	
	削除	削除	
	(2) CD-R	40円+10円× 枚	
	(3) DVD-R	50円+10円× 枚	
	計()		
2 送付に要する費用()			
3 合計(+)			

省略

(2) 送付に要する費用 ()		
(3) 合計 (+)		
省略		

様式第13号 (第7条関係) 収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書

収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書
年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
交付請求者

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
郵便番号
電話番号

省略

求める収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法	(1) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕
	(2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕
	(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕
	(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕
	(5) 政治団体ごとに異なる写しの交付の方法を希望 〔「実施方法」欄に希望する写しの交付の方法(1)~(4)及びア又はイ)を記入してください。〕

交付手数料等	1 交付手数料		
	交付の方法	計算方法等	金額(円)
	(1) 紙	10円× 枚	
	(2) FD	30円+10円× 枚	
	(3) CD-R	60円+10円× 枚	
	(4) DVD-R	70円+10円× 枚	
	計()		
2 送付に要する費用()			
3 合計(+)			

省略

○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成14年5月愛媛県選挙管理委員会告示第7号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年愛媛県規則第5号）（同規則第8条を除く。）</u> の規定の例による。	選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）</u> の規定の例による。

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年3月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>施設の所在地</th> <th>定員（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四国中央市市民文化ホール</td> <td>四国中央市妻鳥町1830番地1</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>四国中央市川之江ふれあい交流センター</td> <td>四国中央市川之江町4069番地1</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>四国中央市生きがい研修センター</td> <td>四国中央市金生町山田井826番地3</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>四国中央市川之江コミュニティセンター</td> <td>四国中央市川之江町2975番地2</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	施設の所在地	定員（人）	四国中央市市民文化ホール	四国中央市妻鳥町1830番地1	1,000	四国中央市川之江ふれあい交流センター	四国中央市川之江町4069番地1	250	四国中央市生きがい研修センター	四国中央市金生町山田井826番地3	70	四国中央市川之江コミュニティセンター	四国中央市川之江町2975番地2	60	省略					<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>施設の所在地</th> <th>定員（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四国中央市市民文化ホール</td> <td>四国中央市妻鳥町1830番地1</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	施設の所在地	定員（人）	四国中央市市民文化ホール	四国中央市妻鳥町1830番地1	1,000										省略				
施設の名称	施設の所在地	定員（人）																																							
四国中央市市民文化ホール	四国中央市妻鳥町1830番地1	1,000																																							
四国中央市川之江ふれあい交流センター	四国中央市川之江町4069番地1	250																																							
四国中央市生きがい研修センター	四国中央市金生町山田井826番地3	70																																							
四国中央市川之江コミュニティセンター	四国中央市川之江町2975番地2	60																																							
省略																																									
施設の名称	施設の所在地	定員（人）																																							
四国中央市市民文化ホール	四国中央市妻鳥町1830番地1	1,000																																							
省略																																									

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年3月31日

愛媛県公営企業管理者 山口 真 司

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
公営企業管理局内LAN基盤設備機器1式（月額賃借料）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F	令和5年3月17日	FLCS株式会社 四国支店 香川県高松市藤塚町一丁目10番30号	2,390,960円	一般競争入札	令和5年2月3日

○愛媛県公営企業告示第3号

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成27年4月愛媛県公営企業告示第4号）は、告示の日限り廃止する。

令和5年3月31日

愛媛県公営企業管理者 山口 真 司

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）						
名 称	区 分		単 位	金 額	備 考	名 称	区 分		単 位	金 額	備 考
診断書料	省略					診断書料	省略				
	死亡診断書		1部	<u>3,740円</u>			死亡診断書		1部	<u>3,630円</u>	
	省略						省略				
	死 体 (胎) 検案書	病死	1部	<u>7,260円</u>			死 体 (胎) 検案書	病死	1部	<u>7,150円</u>	
省略					省略						
省略					省略						
PETがんどック				103,400円 (団体割引、家族割引、リピート割引又は紹介状割引の適用を受ける場合に あつては、 <u>93,000円</u>)		PETがんどック				103,400円 (団体割引、家族割引、リピート割引又は紹介状割引の適用を受ける場合に あつては、 <u>92,990円</u>)	
脳ドック	省略					脳ドック	省略				
	愛媛県立 新居 浜病 院	人間ドックと併せて受けない場合	1回	<u>43,890円</u>			愛媛県立 新居 浜病 院	人間ドックと併せて受けない場合	1回	<u>40,920円</u>	
人間ドックと併せて受ける場合		1回	<u>29,810円</u>		人間ドックと併せて受ける場合	1回		<u>26,840円</u>			
省略					省略						
施術料	初検料		1回	<u>3,300円</u>		施術料	初検料		1回	<u>3,190円</u>	
	省略						省略				
省略					省略						
エックス線フィルム複製料	省略					エックス線フィルム複製料	省略				
	四ツ切		1枚	<u>300円</u>			四ツ切		1枚	<u>310円</u>	
	省略						省略				
省略					省略						

特別初診料	省略				
	愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院	省略			
省略					
病衣提供料		1回	2,310円		
省略					
健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律以外の法令の規定による療養又は医療に関する給付に係る費用の額の算定方法で第1条に規定する算定方法と異なるものが適用される療養又は医療に係る料金	省略				
移植用骨髄液等輸送料	病院の職員が輸送した場合	1回	愛媛県企業職員旅費規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第6号)の規定に基づき算定した額に相当する額		
	運送業者が輸送	1回	輸送の委託に要する額に100分の110を乗じ		

特別初診料	省略				
	愛媛県立今治病院	省略			
省略					
病衣提供料		1回	1,760円		
省略					
健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律以外の法令の規定による療養又は医療に関する給付に係る費用の額の算定方法で第1条に規定する算定方法と異なるものが適用される療養又は医療に係る料金	省略				
	愛媛県立新居浜病院		助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1回	750円
			上記以外のもの	1回	820円

	した場合		て得た額 (10円未満 切捨て)	
省略				

注 省略

別表第2(第2条関係)

名称		区分		単位	金額
歯科 保存 に係 る料 金	鑄造歯 冠修復 料	白金加金	大白歯	1個	36,630円
			前歯及び小白 歯	1個	35,420円
		金合金	大白歯	1個	36,080円
			前歯及び小白 歯	1個	34,980円
		チタン	前歯、小白歯 及び大白歯	1個	33,660円
		ポーセレンインレー		1個	33,050円
		隣接面加算料		1面	11,220円
		咬頭被覆料		1歯	12,980円
歯科 補綴 に係 る料 金	支台築 造料	省略			
		金パラ銀合金	1歯	15,800円	
		省略			
	省略				
	ろう着 料	白金加金	1箇所	8,470円	
		金合金	1箇所	8,470円	
		陶材焼付け用合金	1箇所	10,230円	
		アタッチメント	1箇所	11,990円	
	省略				
	隙料	白金加金	1個	17,050円	
		金合金	1個	16,940円	
		チタン	1個	16,390円	
	全部鑄 造冠料	白金加金	1歯	68,970円	
		省略			
チタン		1歯	64,020円		
前装冠 料	レジン 前装冠	白金加金	1歯	76,670円	
		省略			
		チタン	1歯	71,830円	
	陶歯前 装冠	白金加金	1歯	79,940円	
		金合金	1歯	79,370円	
		陶材焼付け冠	1歯	88,000円	
省略					
歯冠継 続歯料	レジン 前装金 属裏装	白金加金	1歯	80,410円	
		金合金	1歯	79,640円	
		チタン	1歯	75,900円	
	省略				

省略				

注 省略

別表第2(第2条関係)

名称		区分		単位	金額
歯科 保存 に係 る料 金	鑄造歯 冠修復 料	白金加金	大白歯	1個	35,070円
			前歯及び小白 歯	1個	33,910円
		金合金	大白歯	1個	34,440円
			前歯及び小白 歯	1個	33,480円
		チタン	前歯、小白歯 及び大白歯	1個	32,260円
		ポーセレンインレー		1個	32,240円
		隣接面加算料		1面	10,780円
		咬頭被覆料		1歯	12,590円
歯科 補綴 に係 る料 金	支台築 造料	省略			
		金パラ銀合金	1歯	15,670円	
		省略			
	省略				
	ろう着 料	白金加金	1箇所	7,960円	
		金合金	1箇所	7,870円	
		陶材焼付け用合金	1箇所	9,690円	
		アタッチメント	1箇所	11,220円	
	省略				
	隙料	白金加金	1個	16,180円	
		金合金	1個	15,960円	
		チタン	1個	15,560円	
	全部鑄 造冠料	白金加金	1歯	65,710円	
		省略			
チタン		1歯	61,030円		
前装冠 料	レジン 前装冠	白金加金	1歯	72,840円	
		省略			
		チタン	1歯	68,350円	
	陶歯前 装冠	白金加金	1歯	79,040円	
		金合金	1歯	78,180円	
		陶材焼付け冠	1歯	81,710円	
省略					
歯冠継 続歯料	レジン 前装金 属裏装	白金加金	1歯	76,320円	
		金合金	1歯	75,460円	
		チタン	1歯	72,110円	
	省略				

		全部レジン冠	省略					
			チタン	1 歯	<u>72,250円</u>			
		省略						
橋体料	前歯部	レジン前装金属裏装	白金加金	1 歯	<u>72,930円</u>			
			金合金	1 歯	<u>72,050円</u>			
			チタン	1 歯	<u>67,980円</u>			
		陶歯前装金属裏装	省略					
			陶材焼付け用合金	1 歯	<u>85,580円</u>			
			チタン	1 歯	<u>78,760円</u>			
	白歯部	金属	白金加金	1 歯	<u>67,650円</u>			
			金合金	1 歯	<u>67,870円</u>			
			チタン	1 歯	<u>62,700円</u>			
		陶歯・陶材	白金加金	1 歯	<u>79,340円</u>			
			省略					
			陶材焼付け用合金	1 歯	<u>85,580円</u>			
			チタン	1 歯	<u>78,760円</u>			
			省略					
省略								
特殊義歯料（バー及び維持装置を含む。）	全部床			1 顎	<u>209,000円</u>			
	9 歯～14 歯欠損床			1 床	<u>165,000円</u>			
	省略							
省略								
オールセラミック冠料	ジルコニア			1 歯	<u>113,660円</u>			
	e-max			1 歯	<u>91,660円</u>			
歯科口腔外科に係る料金	矯正用アンカーインプラント埋込術料			1 本	<u>38,060円</u>			
	矯正用アンカーイン			1 本	<u>5,500円</u>			
		全部レジン冠	省略					
			チタン	1 歯	<u>72,240円</u>			
		省略						
橋体料	前歯部	レジン前装金属裏装	白金加金	1 歯	<u>69,350円</u>			
			金合金	1 歯	<u>68,490円</u>			
			チタン	1 歯	<u>64,730円</u>			
		陶歯前装金属裏装	省略					
			陶材焼付け用合金	1 歯	<u>80,130円</u>			
			チタン	1 歯	<u>74,510円</u>			
	白歯部	金属	白金加金	1 歯	<u>64,320円</u>			
			金合金	1 歯	<u>63,450円</u>			
			チタン	1 歯	<u>59,590円</u>			
		陶歯・陶材	白金加金	1 歯	<u>78,810円</u>			
			省略					
			陶材焼付け用合金	1 歯	<u>83,580円</u>			
			チタン	1 歯	<u>73,980円</u>			
			省略					
省略								
特殊義歯料（バー及び維持装置を含む。）	全部床			1 顎	<u>187,860円</u>			
	9 歯～14 歯欠損床			1 床	<u>151,420円</u>			
	省略							
省略								
オールセラミック冠料	ジルコニア			1 歯	<u>104,760円</u>			
	e-max			1 歯	<u>83,800円</u>			
歯科口腔外科に係る料金	矯正用アンカーインプラント埋込術料			1 本	<u>27,500円</u>			
	矯正用アンカーイン			1 本	<u>5,090円</u>			

プラン ト除去 術料			
------------------	--	--	--

別表第4（第2条関係）

名称	病院名	区分	金額	備考
駐車 場使 用料	愛媛県 立中央 病院 愛媛県 立今治 病院	外来 患者 内 の 場 合	駐車時間6時間を 超える30分までご とに50円の割合で 算出した額（この 額が1,000円を超 える場合にあつて は、1,000円）	駐車時間が 6時間以内 の使用は、 無料とす る。
		省略		
		省略		

注 省略

プラン ト除去 術料			
------------------	--	--	--

別表第4（第2条関係）

名称	病院名	区分	金額	備考
駐車 場使 用料	愛媛県 立中央 病院 愛媛県 立今治 病院	外来 患者 内 の 場 合	駐車時間3時間を 超える30分までご とに50円の割合で 算出した額（この 額が1,000円を超 える場合にあつて は、1,000円）	駐車時間が 3時間以内 の使用は、 無料とす る。
		省略		
		省略		

注 省略

附 則

（施行期日）

- この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第1診断書料の項の規定は、この管理規程の施行の日以後の診断書の交付の申出に係る料金について適用し、同日前の診断書の交付の申出に係る料金については、なお従前の例による。
- 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第4の規定は、この管理規程の施行の日以後に開始する駐車場の使用に係る駐車場使用料について適用し、同日前に開始した駐車場の使用に係る駐車場使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県公営企業管理規程第4号

公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する管理規程の一部を改正する管理規程

公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する管理規程（平成14年愛媛県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項）</p> <p>第1条 公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、次条に定めるものを除き、個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年愛媛県規則第5号。以下「規則」という。）の規定の例による。</p> <p>（費用の納付の方法）</p> <p>第2条 規則第7条各号に規定する費用について、管理者が定める納付の方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる方法により交付を受ける場合以外の場合 規則第7条第1号に規定する写しの作成に要する費用の額に相当する額を現金で納付する方法。ただし、管理者が定める地方公共団体等行政文書の写しの交付にあつては、管理者が別に定めるところにより納付する方法</p> <p>(2) 地方公共団体等行政文書の写しの送付により交付を受ける場合 規則第7条第1号に規定する写しの作成に要する費用の額</p>	<p>公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、<u>知事</u>が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）<u>の</u>規定の例による。</p>

と同条第2号に規定する送付に要する費用の額とを合計した額に相当する額を愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第20条第1項に規定する納入通知書により納付する方法。ただし、管理者が定める地方公共団体等行政文書の写しの交付にあっては、管理者が別に定めるところにより納付する方法

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県企業職員就業規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県企業職員就業規程等の一部を改正する管理規程

（愛媛県企業職員就業規程の一部改正）

第1条 愛媛県企業職員就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤務時間）</p> <p>第4条 職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の内容に従い19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかで管理者が定める時間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で管理者が定める時間、育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）にあつては31時間までの範囲内で管理者が定める時間）とする。</p> <p>2 日曜日及び土曜日（育児短時間勤務職員等にあつては必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに管理者が定める日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに管理者が定める日）は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、1週間ごとの期間）において午前8時30分から午後5時15分までに割り振る。ただし、特別の事情を有する職員であつて、管理者が適当と認めるものの勤務時間については、別に定めるところによ</p>	<p>（勤務時間）</p> <p>第4条 職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の内容に従い19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかで管理者が定める時間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項</u>若しくは第2項の規定により採用された職員<u>で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で管理者が定める時間、育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）にあつては31時間までの範囲内で管理者が定める時間）とする。</p> <p>2 日曜日及び土曜日（育児短時間勤務職員等にあつては必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに管理者が定める日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに管理者が定める日）は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、1週間ごとの期間）において午前8時30分から午後5時15分までに割り振る。ただし、特別の事情を有する職員であつて、管理者が適当と認めるものの勤務時間については、別に定めるところによ</p>

る。

3 省略

4 前項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、第11条第1項に規定する休日その他管理者が定める日については、7時間45分(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、これらの職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における第2項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。第8項第2号において同じ。)とすること。

(2)・(3) 省略

5～14 省略

(部分休業)

第13条の2 省略

2・3 省略

4 管理者は、その定年から10年を減じた年齢に達した職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号)の例により、当該職員が当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)を承認することがある。

5 省略

附 則

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第13条の2第4項の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	7年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	8年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	9年

る。

3 省略

4 前項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、第11条第1項に規定する休日その他管理者が定める日については、7時間45分(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、これらの職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における第2項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。第8項第2号において同じ。)とすること。

(2)・(3) 省略

5～14 省略

(部分休業)

第13条の2 省略

2・3 省略

4 管理者は、その定年から5年を減じた年齢に達した職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号)の例により、当該職員が当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)を承認することがある。

5 省略

附 則

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(勤務時間) 第3条 特殊勤務者の勤務時間は、1週間当たり38時間45分(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は同条の規定による短時間勤務の内容に従い19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかで管理者が定める時間、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で管理者が定める時間、育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員にあつては31時間までの範囲内で管理者が定める時間)とする。	(勤務時間) 第3条 特殊勤務者の勤務時間は、1週間当たり38時間45分(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務の内容に従い19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかで管理者が定める時間、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては15時間30分から31時間までの範囲内で管理者が定める時間、育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員にあつては31時間までの範囲内で管理者が定める時間)とする。
2～4 省略	2～4 省略

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この管理規程は、愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)に基づき、企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(第9条を除き、以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職務の級分類基準)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 管理者は、<u>全て</u>の職員の職を前項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付し、前条の給料表により職員に給料を支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>並びに育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)には、<u>同表の規定にかかわらず、同表の規定による給料月額又は基準給料月額に愛媛県企業職員就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号)第4条第1項又は愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号)第3条第1項の規定により定められたその者の勤務時間をこれらの項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の給料を支給する。</u></p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、一般職給与条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例<u>_____</u>及び技能労務職員の給与に関する規程の例による。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> _____以外の職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る前項の規定による区分(以下「職の区分」という。)に応じ、別表第3の管理職手当欄に定める額(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 第1項に規定する職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び職の区分に応じ、別表第4の管理職手当欄に定める額(_____その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この管理規程は、愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)に基づき、企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(第9条を除き、以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職務の級分類基準)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 管理者は、<u>すべての</u>職員の職を前項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付し、前条の給料表により職員に給料を支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)<u>及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員には、前条の給料表</u> _____ _____の規定にかかわらず、同表の規定による給料月額_____に愛媛県企業職員就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号)第4条第1項又は愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号)第3条第1項の規定により定められたその者の勤務時間をこれらの項に規定する育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>_____及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の給料を支給する。</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 職員の初任給、昇格、昇給<u>_____</u>に関する基準については、一般職給与条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)及び技能労務職員の給与に関する規程の例による。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する職員のうち<u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>以外の職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る前項の規定による区分(以下「職の区分」という。)に応じ、別表第3の管理職手当欄に定める額(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 第1項に規定する職員のうち<u>再任用職員</u>_____に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び職の区分に応じ、別表第4の管理職手当欄に定める額(再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>

附 則

(管理職手当の特例)

5 省略

6 第9条の規定によりその例によることとされる一般職給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第5条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

(給料月額に関する経過措置の適用除外)

12 第9条の規定によりその例によることとされる一般職給与条例附則第19項の規定による給料月額の算定については、同条の規定にかかわらず、県立病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師には、適用しない。

別表第1(第3条関係)

給料表級別職務区分表

職務の 給料 表区分	級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表 (1~9)	省略			専門員	省略	省略			
省略									
医療職給料表(二) (1~7)	省略				専門員	省略	省略		
省略						省略			

附 則

(管理職手当の特例)

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

別表第1(第3条関係)

給料表級別職務区分表

職務の 給料 表区分	級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表 (1~9)	省略			専門員 (4級)	省略 専門員 (5級)	省略			
省略									
医療職給料表(二) (1~7)	省略				専門員 (5級)	省略 専門員 (6級) 省略	省略	省略	
省略									

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号。以下「改正条例」という。)附則第24項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)は、第1条の規定による改正後の愛媛県企業職員就業規程第4条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項並びに同条第2項及び第4項第1号の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程第3条第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員とみなして、同管理規程第3条第1項の規定を適用する。

4 改正条例附則第26項に規定する暫定再任用職員は、第3条の規定による改正後の愛媛県企業職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、新給与規程第5条第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第2号

公営企業管理局
各 事 業 所

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第14条 発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の所長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u>。</p> <p>(6) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>2 病院の院長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</u>。</p> <p>(7) <u>個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。</u></p> <p>(8) <u>行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第14条 発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の所長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報開示の請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>2 病院の院長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報開示の請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>3～5 省略</p>

(愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第1（第4条関係）

管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		管 理 者	専決者	
			局 長	課 長
1・2 省略				
3 個人情報の保護に関する法律の施行に関する事務	1 事業者の支援に関すること（第13条）。			
	2 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者に関すること。			
	(1) 報告の徴収及び立入検査（第146条第1項）			
	(2) 個人情報保護委員会への報告（個人情報の保護に関する法律施行令第40条第3項）			
	3 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第75条第1項）			—
	4 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定（第82条、第86条第3項、第93条、第101条）			—
	5 保有個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送（第85条第1項、第96条第1項）			—
	6 保有個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取（第86条第1項、第2項）			—
	7 保有個人情報の提供先への通知（第97条）			—
	8 保有個人情報の開示の請求等に対する決定に係る審査請求に関すること。			—
(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等（第105条）		—		
(2) 第三者に対する通知（第86条第3項、第107条第1項）		—		
9 行政機関等匿名加工情報の作成（第109条第1項）			—	
10 個人情報取扱事務の登録及びその抹消（個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項、第5項）			—	

別表第1（第4条関係）

管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		管 理 者	専決者	
			局 長	課 長
1・2 省略				
3 個人情報の保護に関する法律の施行に関する事務	1 事業者の支援に関すること（第12条）。			
	2 個人情報取扱事業者及び_____匿名加工情報取扱事業者_____に関すること。			
	(1) 報告の徴収及び立入検査（第40条第1項）			
	(2) 個人情報保護委員会への報告（個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項）			

	<p>11 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る期間の延長等（個人情報保護に関する法律施行条例第4条第2項、第5条、第7条第2項、第8条、第9条第2項、第10条）</p>								
									<p>4 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務</p> <p>1 個人情報取扱事務の登録及びその抹消（第7条第2項、第5項）</p> <p>2 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会の意見の聴取（第7条第3項第4号、第8条第2項第7号、第3項第3号、第9条第6号、第10条第2項第4号）</p> <p>3 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定（第21条、第25条第3項、第32条、第39条）</p> <p>4 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る期間の延長等（第22条第2項、第23条、第33条第2項、第34条、第39条）</p> <p>5 個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送（第24条第1項、第35条第1項）</p> <p>6 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取（第25条第1項、第2項）</p> <p>7 口頭により開示請求ができる個人情報の決定（第27条第1項）</p> <p>8 個人情報の開示等の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関すること。</p> <p>(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等（第41条、第42条）</p> <p>(2) 第三者に対する通知（第25条第3項、第44条）</p>
4	省略								5 省略
5	省略								6 省略
6	省略								7 省略
7	省略								8 省略
8	省略								9 省略
9	省略								10 省略
備考	省略								備考 省略

(愛媛県公営企業管理局事業所事務決裁規則の一部改正)

第3条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則(平成9年愛媛県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第1(第4条関係)							別表第1(第4条関係)						
所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項							所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項						
事務の 種 類	事 項	専決者		専決者			専決者	専決者	専決者		専決者	専決者	
		所長	課長	院長	事務局長	課長			主幹	院長			事務局長
1・2 省略													
3 個人 情報 の 保護 に 関 する 法律 の 施 行 に 関 する 事 務	1 個人情報ファイル簿の作成及び公表(第75条第1項)	—			—		—				—		
	2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定(第82条、第86条第3項、第93条、第101条)	—			—		—				—		
	3 保有個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送(第85条第1項、第96条第1項)	—			—		—				—		
	4 保有個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見	—			—		—				—		
1・2 省略													
3 愛 媛 県 個人 情報 保護 条例 の 施 行 に 関 する 事 務	1 個人情報取扱事務の登録及びその抹消(第7条第2項、第5項)	—			—		—				—		
	2 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定(第21条、第25条第3項、第32条、第39条)	—			—		—				—		
	3 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る期間の延長等(第22条第2項、第23条、第33条第2項、第34条、第39条)	—			—		—				—		
	4 個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送(第24条第	—			—		—				—		

	の聴取（第86条第1項、第2項）										1項、第35条第1項）								
	5 保有個人情報の提供先への通知（第97条）	—		—				—			5 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取（第25条第1項、第2項）	—		—				—	
	6 行政機関等匿名加工情報の作成（第109条第1項）		—		—				—		6 口頭により開示請求ができる個人情報の決定（第27条第1項）	—		—				—	
	7 個人情報取扱事務の登録及びその抹消（個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項、第5項）	—		—				—											
	8 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る期間の延長等（個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項、第5条、第7条第2項、第8条、第9条第2項、第10条）	—		—				—											
4～7	省略									4～7	省略								
備考 省略										備考 省略									

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成14年1月愛媛県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

愛媛県労働委員会

会長 村田 毅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年愛媛県規則第5号）（同規則第8条を除く。）</u> の規定の例による。	労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）</u> の規定の例による。

警察本部告示

○愛媛県警察本部告示第1号

愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第35条第1項の規定により、公益財団法人愛媛県暴力追放推進センターを同項の出資法人として指定する。

令和5年3月31日

愛媛県警察本部長 森本 敦 司

○愛媛県警察本部告示第2号

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（令和2年4月愛媛県警察本部告示第1号）は、告示の日限り廃止する。

令和5年3月31日

愛媛県警察本部長 森本 敦 司

雑 報

○公 告

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成22年4月公立大学法人愛媛県立医療技術大学公告）は、告示の日限り廃止する。

令和5年3月31日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理事長 安川 正 貴

○公 告

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成24年7月公立大学法人愛媛県立医療技術大学公告）は、告示の日限り廃止する。

令和5年3月31日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理事長 安川 正 貴

○愛媛海区漁業調整委員会指示第131号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

令和5年3月31日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31

日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第132号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）における宝石さんごの採捕について、次のとおり指示する。

令和5年3月31日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 定義

この指示において「宝石さんご」とは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。

2 採捕の制限

宇和海において、宝石さんごを採捕してはならない。ただし、

3に掲げる者が採捕する場合であって、愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 承認対象者

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の目的で宝石さんごを採捕しようとする者
- (2) 宇和海において、令和4年度に宝石さんご漁業を営んでいる者
- (3) その他委員会が認めた者

4 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

5 承認証の備え付けの義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕しようとするときには、承認証を対象漁船に備え付けなければならない。

6 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

7 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

8 意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止

承認を受けずに採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

9 事務取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会告示第1号

海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成14年愛媛海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年愛媛県規則第5号）（同規則第8条を除く。）</u> の規定の例による。	海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）</u> の規定の例による。

○愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1号

内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成14年愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 岡村重治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年愛媛県規則第5号）（同規則第8条を除く。）</u> の規定の例による。	内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）</u> の規定の例による。

○愛媛県収用委員会運営規則第1号

収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和5年3月31日

愛媛県収用委員会会長 高橋直人

収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年愛媛県規則第5号）（第8条を除く。）</u> の規定の例による。	収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、 <u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）</u> の規定の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。